

## 9 離島市町村に対する行財政上の支援措置

令和7年12月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当部	担当課	備考
		本島地域			離島地域						
		国	県	市町村	国	県	市町村				
<b>1 産業の振興</b>											
農地整備事業(県)	○農業用排水・区画整理等 ・受益面積10ha以上 (担い手育成型 10ha以上) (担い手支援型・経営体育成型 20ha以上)	75	14.5	10.5	75	16.5	8.5	土地改良法 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱 土地改良事業関係補助金交付要綱 沖縄振興公共投資交付金交付要綱	農林水産部	村づくり計画課	
水利施設整備事業(県)	○農業用排水施設の新設、廃止又は改良 ○ダム建設、畑地かんがい施設等の整備 ・受益面積 [ 水田：100ha以上 畑：50ha以上	80	11	9	80	15.5	4.5		農林水産部	村づくり計画課	
通作条件整備事業(県、市町村等)	○農道の新設、改良、点検診断 ・受益面積50ha以上(過疎地域30ha以上) ・車道幅員4.5m以上(過疎地域4.0m以上)	85 (85)	7.5 (15)	7.5 (0)	85 (85)	10.0 (15)	5.0 (0)	土地改良法 沖縄振興公共投資交付金交付要綱	農林水産部	村づくり計画課	※負担割合の( )書きは、過疎地域
水質保全対策事業(耕土流出防止型)(県)	「耕土流出防止環境保全計画」に基づく土砂流出防止対策工の実施 ①承水路、排水施設、沈砂池等の整備 ②法面保護、植生工、勾配抑制 ③既存の土砂流出防止施設の土砂捕捉農業区及び維持管理作業の向上(軽微な変更) ④水質保全に係る営農対策に要する資材支援等 以下の条件を満たすこと。 ・受益面積20ha以上	75	12.5 [16.0]	12.5 [9.0]	75 [75]	15 [18.5]	10 [6.5]	沖縄振興公共投資交付金交付要綱	農林水産部	村づくり計画課	※ [ ] 書きはR5新規地区から適用
水質保全対策事業(耕土流出防止型)(市町村)	「耕土流出防止環境保全計画」に基づく土砂流出防止対策工の実施 ①承水路、排水施設、沈砂池等の整備 ②法面保護、植生工、勾配抑制 ③既存の土砂流出防止施設の土砂捕捉農業区及び維持管理作業の向上(軽微な変更) ④水質保全に係る営農対策に要する資材支援等 以下の条件を満たすこと。 ・受益面積10ha以上	75	12.5 [11.0]	12.5 [14.0]	75 [75]	15 [13.5]	10 [11.5]	沖縄振興公共投資交付金交付要綱 土地改良事業等補助金交付要綱(県)	農林水産部	村づくり計画課	※ [ ] 書きはR5新規地区から適用
県営農地保全整備事業(県)	○農用地侵食防止工事 ①農用地の侵食、崩壊を防止するための排水施設等の新設若しくは改修 ②風害若しくは潮害を防止するために行う防風施設の整備 ・受益面積20ha以上 ○特殊農地保全整備工事 農地侵食防止工事と受益面積がおおむね3分の2以上が重複するほ場整備及び畑地かんがい施設整備 ・ほ場整備 受益面積概ね5ha以上 ・畑地かんがい施設整備 面積概ね20ha以上	80	10 [11.0]	10 [9.0]	80	15 [16.0]	5 [4.0]	土地改良法 沖縄振興公共投資交付金交付要綱	農林水産部	村づくり計画課	※ [ ] 書きはR5新規地区から適用
		75	14.5	10.5	75	16.5	8.5				
		80	11	9	80	15.5 [16.5]	4.5 [3.5]				
団体営農保地全整備事業(市町村・土地改良区等)	○農地侵食防止工事 ①農用地の侵食、崩壊を防止するための排水施設等の新設若しくは改修 ②風害若しくは潮害を防止するために行う防風施設の整備 ・受益面積10ha以上 ○特殊農地保全整備工事 農地侵食防止工事と受益面積がおおむね3分の2以上が重複するほ場整備及び畑地かんがい施設整備 ・ほ場整備 受益面積おおむね5ha以上 ・畑地かんがい施設整備 受益面積制限なし	80	10 [8.0]	10 [12.0]	80	15 [13.0]	5 [7.0]	土地改良法 沖縄振興公共投資交付金交付要綱 土地改良事業等補助金交付要綱(県)	農林水産部	村づくり計画課	※ [ ] 書きはR5新規地区から適用
		75	14.5	10.5	75	16.5	8.5				
		80	11 [8.5]	9 [11.5]	80	15.5 [13.0]	4.5 [7.0]				
含蜜糖振興対策事業費(沖縄県糖業振興協会)	○含蜜糖振興対策事業 含蜜糖製造事業者(伊平屋村、伊江村、栗国村、多良間村、竹富町(西表島、小浜島、波照間島)、与那国町)の経営安定を図るため、含蜜糖生産条件不利補正対策事業等の助成を行う。				80	20		沖縄振興特別措置法 沖縄振興特別推進交付金交付要綱 沖縄県糖業振興対策費補助金交付要綱	農林水産部	糖業農産課	
農業集落排水事業(市町村等)	○し尿・生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設を整備する。 ・受益戸数が概ね10戸以上で、末端の受益が2戸以上 ・処理対象人口が概ね1,000人程度に相当する規模以下 ・農業振興地域であること	75	12.5	12.5	75	15	10	沖縄振興公共投資交付金交付要綱 土地改良事業等補助金交付要綱(県)	農林水産部	村づくり計画課	

## 9 離島市町村に対する行財政上の支援措置

令和7年12月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当部	担当課	備考
		本島地域			離島地域						
		国	県	市町村	国	県	市町村				
農村集落基盤再編・整備事業(市町村)	○農業生産基盤整備 ○農村生活環境整備事業 ○特認事業 以下の条件を満たす区域 ・農業振興地域の区域 ・農村集落基盤再編・整備事業計画が策定されていること ・農業生産基盤と農村生活環境の総合的な整備・再編を行うもの。	70	12 (14) (8)	18 (16) [22]	70	15 (16.5) [11.0]	15 (13.5) [19.0]	土地改良法 沖縄振興公共投資交付金交付要綱 土地改良事業等補助金交付要綱(県)	農林水産部	村づくり計画課	※負担割合の( )書きは、ほ場整備・農用地改良保全の場合 ※平成29年度より、村づくり交付金と中山間総合整備事業を農村集落基盤再編・整備事業に統合。※( )書きはR5新規地区から適用
漁港漁村環境整備事業(市町村)	○地域の既存ストックの有効活用等を通じた、生産基盤と生活環境基盤の効率的整備を推進し、漁村の再生を支援 ・総事業費は1億円以上20億円以下とする。 (市町村が行う漁港の整備に係る全体事業費は12億円以下とする。) ・事業実施主体が策定する「漁村再生計画」に基づいていること。	75  75	10  10	15  15	75  75	20  12.5	5  12.5	沖縄振興公共投資交付金交付要綱 沖縄県漁港漁場関係事業補助金交付要綱	農林水産部	漁港漁場課	負担割合欄で上段は漁港施設の場合 下段は ①漁場施設 ②環境施設 ③集落環境施設 ④地域創造型の場合
分蜜糖振興対策支援事業費(沖縄県糖業振興協会)	○分蜜糖製造事業者(伊是名村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市(宮古島、伊良部島)、石垣市)の経営安定を目的に、気象災害対策や合理化対策等に必要な支援措置を行う。	80	20		80	20		沖縄振興特別推進交付金交付要綱 沖縄県糖業振興対策費補助金交付要綱	農林水産部	糖業農産課	
農業基盤整備促進事業(県)	○農地農業用施設の整備を地域の実情に応じて実施し、農業競争力を強化するため下記の事業を実施する。 (1)農業用排水施設 (2)暗渠排水 (3)土層改良 (4)区画整理 (5)農作業道 (6)農用地の保全 (7)調査・調整 (8)指導 以下の条件を満たす区域 ・農業振興地域の区域 ・事業費が200万円以上 ・受益者が農業者2人以上 ・1地区当たりの受益面積が5ha以上	80 (80)	10 (11)	10 (9)	80 (80)	15 (15.5)	5 (4.5)	土地改良法 沖縄振興公共投資交付金交付要綱 土地改良事業関係補助金交付要綱 沖縄県土地改良事業等補助金交付要綱(県) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱 水利施設等保全高度化事業実施要綱	農林水産部	村づくり計画課	※負担割合の( )は土地改良事業に基づく事業の場合 ※( )書きはR5新規地区から適用
農業基盤整備促進事業(市町村)	○農地農業用施設の整備を地域の実情に応じて実施し、農業競争力を強化するため下記の事業を実施する。 (1)農業用排水施設 (2)暗渠排水 (3)土層改良 (4)区画整理 (5)農作業道 (6)農用地の保全 (7)調査・調整 (8)指導 以下の条件を満たす区域 ・農業振興地域の区域 ・事業費が200万円以上 ・受益者が農業者2人以上 ・1地区当たりの受益面積が5ha以上	80 (80)	10 (11)	10 (9)	80 (80)	15 (15.5)	5 (4.5)	土地改良法 沖縄振興公共投資交付金交付要綱 土地改良事業関係補助金交付要綱 沖縄県土地改良事業等補助金交付要綱(県) 農業競争力強化農地整備事業実施要綱 水利施設等保全高度化事業実施要綱	農林水産部	村づくり計画課	※負担割合の( )は土地改良事業に基づく事業の場合 ※( )書きはR5新規地区から適用
農地耕作条件改善事業(県)	○農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進する。 (1)農業用排水施設 (2)暗渠排水 (3)土層改良 (4)区画整理 (5)農作業道等 (6)農地造成 (7)農用地の保全 (8)富農環境整備支援 (9)スマート農業導入支援 (10)小規模基盤整備 (11)管理省力化支援 (12)品質向上支援 (13)条件改善促進支援 (14)高収益作物導入支援 (15)機械作業体系導入支援 (16)労働生産性向上技術導入支援 (17)指導 以下の条件を満たす区域 ・農業振興地域の区域 ・農地中間管理機構との連携概要を策定 ・地域内農地集積促進計画を作成 ・農地耕作条件改善計画を作成 ・事業費が200万円以上 ・受益者が農業者2人以上	80 (80)	10 (11)	10 (9)	80 (80)	15 (15.5)	5 (4.5)	土地改良法 農地耕作条件改善事業実施要綱 農地耕作条件改善事業実施要領 農地耕作条件改善事業交付金交付要綱 土地改良事業関係補助金交付要綱 沖縄県土地改良事業等補助金交付要綱(県)	農林水産部	村づくり計画課	※負担割合の( )は土地改良事業に基づく事業の場合 ※( )書きはR5新規地区から適用

## 9 離島市町村に対する行財政上の支援措置

令和7年12月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当部	担当課	備考
		本島地域			離島地域						
		国	県	市町村	国	県	市町村				
農地耕作条件改善事業(市町村)	○農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進する。 (1) 農業用排水施設 (2) 暗渠排水 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農作業道等 (6) 農地造成 (7) 農用地の保全 (8) 営農環境整備支援 (9) スマート農業導入支援 (10) 小規模基盤整備 (11) 管理省力化支援 (12) 品質向上支援 (13) 条件改善促進支援 (14) 高収益作物導入支援 (15) 機械作業体系導入支援 (16) 労働生産性向上技術導入支援 (17) 指導 以下の条件を満たす区域 ・農業振興地域の区域 ・農地中間管理機構との連携概要を策定 ・地域内農地集積促進計画を作成 ・農地耕作条件改善計画を作成 ・事業費が200万円以上 ・受益者数が農業者2者以上	80 (80)	10 (11)	10 (9)	80 (80)	15 (15.5)	5 (4.5)	土地改良法 農地耕作条件改善 事業実施要綱 農地耕作条件改善 事業実施要綱 農地耕作条件改善 事業交付金交付要綱 土地改良事業関係 補助金交付要綱 沖縄県土地改良事 業等補助金交付要 綱(県)	農林水産部	村づくり計 画課	※負担割合 の( )は土 地改良事業 に基づく事 業の場合  ※ □ 書き はR5新規地 区から適用
農業水路等長寿命化・防災減 災事業(県)	○農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な長寿命化対策及び防災減災対策を実施  1 長寿命化対策  2 防災減災対策 (1) 自然災害等対策 (2) 危機管理対策 (3) ため池防災環境整備 3 ため池の保全・避難対策 以下の条件を満たす区域 ・長寿命化・防災減災計画の策定 ・事業費が200万円以上 ・受益者数が農業者2者以上 ・工期が原則3年以内(ため池整備は5年以内)	80	12.5	7.5	80	12.5	7.5	土地改良法  農業水路等長寿命 化・防災減災事業 実施要項  土地改良事業関係 補助金交付要綱	農林水産部	村づくり計 画課	
農業水路等長寿命化・防災減 災事業(市町村)	○農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な長寿命化対策及び防災減災対策を実施  1 長寿命化対策  2 防災減災対策 (1) 自然災害等対策 (2) 危機管理対策 (3) ため池防災環境整備  3 ため池の保全・避難対策  4 施設情報整備・共有化対策 以下の条件を満たす区域 ・長寿命化・防災減災計画の策定 ・事業費が200万円以上 ・受益者数が農業者2者以上 ・工期が原則3年以内(ため池整備は5年以内)	80	6	14	80	6	14	土地改良法  農業水路等長寿命 化・防災減災事業 実施要項  土地改良事業関係 補助金交付要綱	農林水産部	村づくり計 画課	
畜産担い手育成総合整備事業	○基本施設整備事業 飼料自給率向上のための草地整備改良、草地 造成改良 ○利用施設整備事業 基本施設整備事業を行った場合に隔障物、畜 舎、農機具等 ・受益面積おおむね30ha以上(中山間地域お おむね15ha以上) ・事業参加者おおむね10人以上(中山間地域 おおむね5人以上) ・家畜飼養頭数が豚換算でおおむね2,000 頭以上(中山間地域おおむね1,000頭以上) の地区であって、事業完了後におおむね 3,000頭以上(中山間地域おおむね1,500頭以 上) ・事業完了後の地区において担い手に係る畜 産物生産が概ね2分の1以上	66.6	23.3 (16.6)	0	66.6	23.3 (16.6)	0	土地改良事業関係 補助金交付要綱、 農業競争力強化農 地整備事業実施要 綱、農業競争力強 化農地整備事業実 施要領	農林水産部	畜産課	負担割合の ( ) 書き は、利用施 設整備事業 の補助率
漁業集落環境整備事業(漁村整 備事業)	○漁村インフラ(漁業集落環境施設、漁港環 境整備施設等)の整備 ・漁業依存度が高く今後とも漁業の振興を図 ることが適当であると認められる集落である こと等	55	22.5	22.5	55	27.5	17.5	水産生産基盤整備 事業補助金交付要 綱 沖縄県漁港漁場関 係事業補助金交付 要綱	農林水産部	漁港漁場課	

## 9 離島市町村に対する行財政上の支援措置

令和7年12月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当部	担当課	備考
		本島地域			離島地域						
		国	県	市町村	国	県	市町村				
<b>2 交通通信体系の整備</b>											
離島航空確保対策事業	○離島航空路線の運航により生じた路線収支の損失額を補助する。 【補助対象路線】 ・船舶等代替交通手段による移動所要時間が概ね2時間以上 ・最も日常生活拠点性を有するか ・2社以上が競合する路線でないこと				実績損失見込額又は標準損失額のいずれか低い額の1/2	実績損失額から国の補助額を差し引いた額の2/3	実績損失額から国の補助額を差し引いた額の1/3	地域公共交通（航空路）確保維持改善事業補助金交付要綱	企画部	交通政策課	
離島航路補助事業(離島市町村及び民間の離島航路事業者)	○離島航路の運営により生じた欠損額に対する補助事業 ・沖縄本島と離島、離島相互間又は同一離島内の地点間を連絡する航路 ・他に交通機関がない地点間又は他の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路 ・関係住民のほか、郵便物又は生活必需品、主要物資等を輸送している航路				実績欠損額又は標準欠損額のいずれか低い額の1/2	実績欠損額から国の補助額を差し引いた額の2/3	実績欠損額から国の補助額を差し引いた額の1/3	離島航路整備法 沖縄県地域公共交通（離島航路）改善事業費補助金交付要綱	企画部	交通政策課	*実績欠損額から国の補助額を差し引いた額について、平成17年度より市町村負担を導入。
生活バス路線確保対策補助事業(市町村)	○生活バス路線の運行によって生じた欠損額及び車両購入費に対する補助事業 ・生活バス路線の運行を行う市町村又はバス事業者に対し補助を行う市町村 ・離島・過疎地域については補助要件及び補助限度額を緩和		1/2	1/2		1/2	1/2	沖縄県生活バス路線確保対策補助金交付要綱	企画部	交通政策課	補助対象経費の額は9/20
携帯電話等エリア整備事業	○携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、基地局等を整備する。 ・離島地域を整備する場合（かつ、無線通信事業者が複数参画する場合）	1/2 (2/3)	1/5 (2/15)	3/10 (1/5)	3/5 (3/4)	4/25 (1/10)	6/25 (3/20)	電波法 電気通信事業法 総務省所管補助金等交付規則 無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	企画部	情報基盤整備課	※R7竹富町に対する補助は( )書きを適用
<b>3 生活環境等の整備</b>											
離島・過疎地域簡易水道振興事業(市町村)	○離島・過疎地域市町村が国庫補助を受けて実施する簡易水道事業の町村負担分の一部について、県補助を行う。 ①海水・かん水淡化施設 ②その他特に必要と認められるもの  ○離島・過疎地域市町村が実施する簡易水道事業で国の補助事業として、補助の採択基準上採択されないものについて、県補助を行う。				2/3	5/18	3/4	離島・過疎地域簡易水道振興事業取扱要綱（同事業はH27年度で終了）	保健医療部	衛生業務課	
へき地患者輸送車(艇)整備事業	○離島へき地における医療に恵まれない地域住民の医療を確保するため、患者輸送用マイクロバス・ワゴン車等を購入整備する	1/2	1/2		1/2	1/2		沖縄振興特別措置法90条 へき地保健医療対策等実施要綱 医療施設等設備整備費補助金交付要綱	保健医療部	医療政策課	
へき地診療所施設設備整備事業	○無医地区等又は無歯科医地区等において診療所(診察室、処置室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等)、医師住宅及び看護師住宅を整備することにより、地域住民の医療を確保する。	3/4	1/4		3/4	1/4		沖縄振興特別措置法90条 へき地保健医療対策等実施要綱 医療施設等施設整備費補助金交付要綱	保健医療部	医療政策課	
へき地診療所運営費補助事業	○医療に恵まれない離島・へき地等住民の医療を確保するため、市町村立のへき地診療所の運営費を助成し、診療所の機能を維持する。	3/4	1/4		3/4	1/4		沖縄振興特別措置法90条 へき地保健医療対策等実施要綱 医療施設等運営費補助金交付要綱	保健医療部	医療政策課	
沖縄県国民健康保険保険給付費等交付金(県2号繰入金・保健事業分)	○離島市町村における集団特定健康診査(集団健診)の実施にかかる旅費の2分の1を助成する。 ※市町村負担1/2については、国の助成において同様の助成事業あり。実質的に市町村の負担は生じない。				1/2	1/2		沖縄県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱	保健医療部	国民健康保険課	
海底送水管等簡易水道施設更新支援事業	○離島・過疎地域の水道事業者が実施する国庫補助による簡易水道施設整備事業で、「町村だけでは対応困難な海底送水管」等の更新事業に対し県補助を行う。 ・補助対象経費は、地方債の元利償還金充てのための減債基金等の積立に要する経費とする。 ・補助金額は、事業費(用地費及び補償費、調査費、事務費を除く。)の4%以内とする。				66	4	30	簡易水道事業債償還基金費補助金交付要綱	保健医療部	業務生活衛生課	

## 9 離島市町村に対する行財政上の支援措置

令和7年12月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当部	担当課	備考
		本島地域			離島地域						
		国	県	市町村	国	県	市町村				
離島医療体制確保支援事業	○(細事業) 離島患者等通院費支援事業において、離島のがん、難病などの患者、妊産婦等に対し、島外への交通費及び宿泊費を助成する市町村に対して、県の基準額の範囲内において、その助成額の9/10を補助する。				8/10	1/10	1/10	沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金交付要綱	保健医療部	医療政策課	
産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業費補助金	産業廃棄物の発生抑制等に資する施設設備の整備、研究開発のほか、離島における産廃適正処理に資する施設設備の整備に資する費用を助成する。		補助対象経費の1/2以内			補助対象経費の2/3以内		沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業費補助金交付要綱	環境部	環境整備課	
緑化木保全対策事業	緑化木の病虫害被害を軽減するため、市町村が実施する保全対策に要する経費の一部を補助する。	80	10	10	80	10	10	なし	環境部	環境再生課	負担割合は補助金の割合を記載 沖縄振興特別推進交付金を活用
<b>4 その他</b>											
市町村振興資金貸付基金	○貸付利率 通常地域…貸付決定日における財政融資資金の普通長期資金の利率に10分の7を乗じて得た利率 離島、辺地又は過疎地域…通常地域利率に2分の1を乗じて得た利率 「合併市町村振興事業…無利子」 ○償還期間 ①15年以内(うち据置期間1年以内) ②10年以内(うち据置期間1年以内) ○償還方法 元利均等年賦償還 ○貸付限度額 一会計年度 1億円 (合併市町村振興事業については、1合併市町村につき、2億円)							沖縄県市町村振興資金貸付基金条例及び同条例施行規則	企画部	市町村課	
交通方法変更記念特別事業貸付基金	○貸付利率 通常地域…貸付決定日における財政融資資金の普通長期資金の利率に10分の7を乗じて得た利率 離島、辺地又は過疎地域…通常地域利率に2分の1を乗じて得た利率 合併市町村…無利子 ○償還期間 ①15年以内(うち据置期間1年以内) ②10年以内(うち据置期間1年以内) ○償還方法 元利均等年賦償還 ○貸付限度額 一会計年度 2億円							沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例及び同条例施行規則	企画部	市町村課	
過疎対策事業債	○対象事業：産業の振興、交通・通信施設の整備及び情報化の促進、生活環境施設等厚生施設の整備及び医療の確保教育文化施設の整備、集落再編整備のための用地の取得・住宅等の整備、その他過疎地域の自立促進に資するソフト事業 ・償還年限12年以内(3年) ・元利償還金の70%を地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入							過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	企画部	地域・離島課	※事業内容・採択基準等の( )書きは、据え置き期間
辺地対策事業債	○対象事業：交通・通信施設の整備、教育文化施設の整備、生活環境施設等厚生施設の整備及び医療の確保、産業の振興、電灯用電気供給施設の整備 ・償還年限10年以内(2年) ・元利償還金の80%を地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入							辺地に係る公共的施設の総合的整備のための財政上の特別措置等に関する法律	企画部	地域・離島課	※事業内容・採択基準等の( )書きは、据え置き期間
石油製品輸送等補助事業(石油販売業者及び輸送業者)	○沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、石油販売業者及び輸送業者の当該輸送等に要する経費に対し補助する。					10/10		石油製品輸送等補助金交付規程	企画部	地域・離島課	
へき地児童生徒援助費等補助(離島高校生修学支援事業)	○高校未設置離島の高校生を対象に、通学に要する交通費及び居住費を支援する市町村を国及び県が補助する。				補助対象額の1/2	補助対象額の1/4	補助対象額の1/4	へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱(沖縄県離島高校生修学支援事業補助金交付要綱)	教育庁	教育支援課	
高度へき地修学旅行費	○高度へき地学校(へき地教育振興法に基づき県条例で指定した3級、4級及び5級のへき地学校)を設置する市町村が当該学校等の児童・生徒に係る修学旅行費を負担する経費のうち交通費及び宿泊費を国が補助する。	交付要綱に定める財政力指数に応じて補助対象額の2/3又は1/2		交付要綱に定める財政力指数に応じて補助対象額の1/3又は1/2	交付要綱に定める財政力指数に応じて補助対象額の2/3又は1/2	交付要綱に定める財政力指数に応じて補助対象額の1/3又は1/2	交付要綱に定める財政力指数に応じて補助対象額の1/3又は1/2	へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	教育庁	教育支援課	

注) 事業開始当初の表記のままとなっている項目があります。

10 過疎対策事業債市町村別同意(又は許可)額内訳(過去5年間)

(単位：千円)

市町村名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
南城市	—	—	157,700	299,800	244,400	701,900
国頭村	488,100	254,700	558,700	815,700	450,600	2,567,800
大宜味村	137,600	74,600	179,800	205,700	343,300	941,000
東村	253,500	62,100	143,000	162,400	355,800	976,800
本部町	638,100	399,100	425,800	716,400	210,600	2,390,000
伊江村	0	171,900	147,500	114,500	77,400	511,300
久米島町	494,500	325,800	482,700	716,800	966,700	2,986,500
渡嘉敷村	16,300	56,200	55,100	62,400	68,000	258,000
座間味村	204,300	174,200	327,500	43,500	14,400	763,900
栗国村	114,600	95,200	402,600	197,000	227,500	1,036,900
渡名喜村	7,600	0	2,200	2,200	11,600	23,600
南大東村	86,700	178,200	186,700	122,800	155,700	730,100
北大東村	243,700	45,300	35,000	35,000	35,000	394,000
伊平屋村	257,700	222,700	417,800	300,300	253,900	1,452,400
伊是名村	154,900	179,900	524,300	75,700	232,900	1,167,700
宮古島市	333,700	582,400	442,400	536,400	875,200	2,770,100
多良間村	0	0	173,500	65,700	26,900	266,100
竹富町	560,600	604,800	392,900	251,700	323,100	2,133,100
与那国町	132,400	50,500	105,100	287,600	135,400	711,000
合計	4,124,300	3,477,600	5,160,300	5,011,600	5,008,400	22,782,200
地方面債額	4,700億円	5,000億円	5,200億円	5,400億円	5,700億円	26,000億円
割合(%)	0.88	0.70	0.99	0.93	0.88	0.88

資料：企画部 地域・離島課

# 11 過疎対策事業債施設別発行状況(過去5年間)

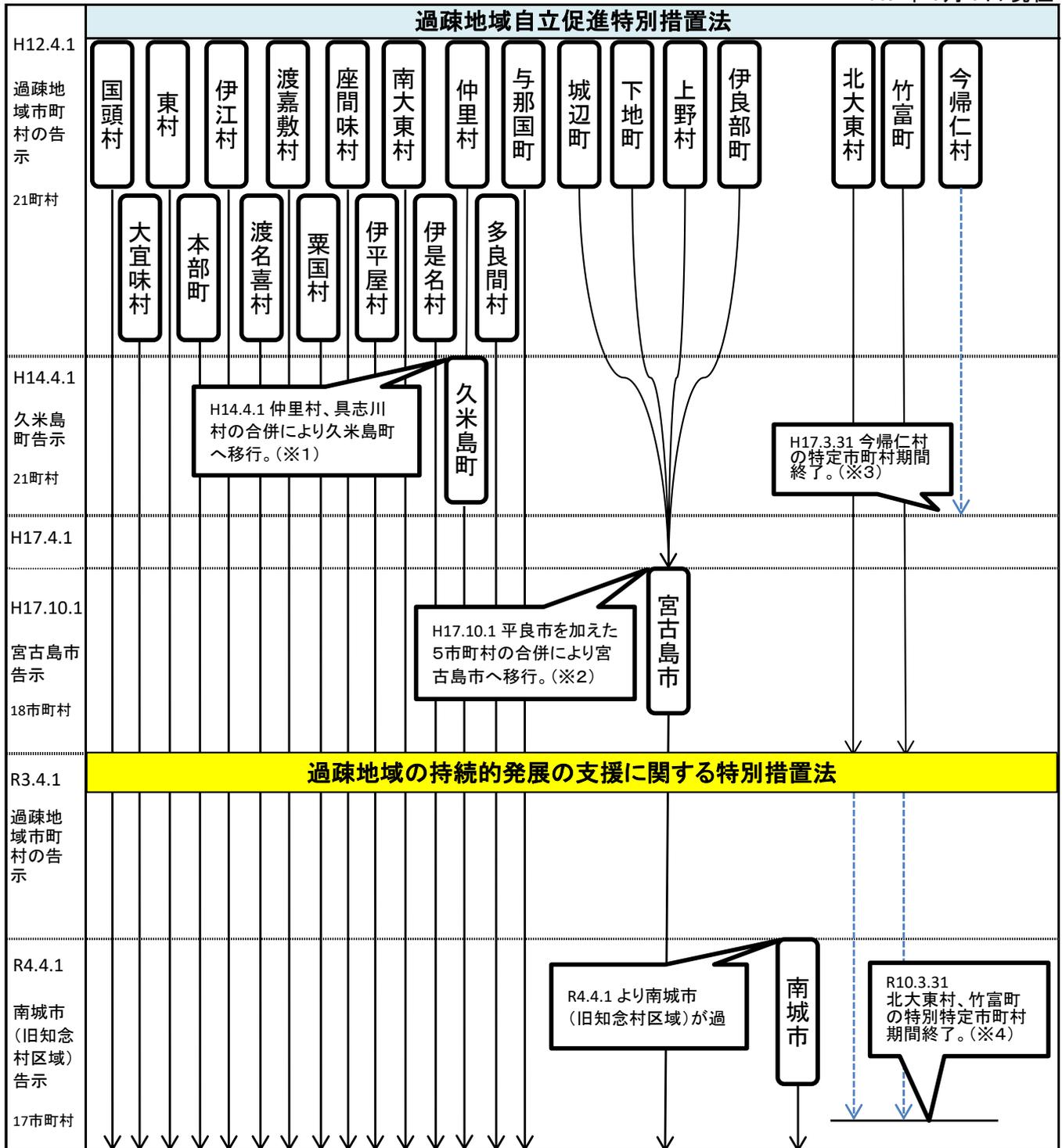
(単位：千円)

施 設		年 度					合 計
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
城間交流・定住・人材育成	移住・定住・地域間交流	—	52,600	0	0	0	52,600
	人材育成	—	0	0	0	0	0
	小 計	0	52,600	0	0	0	52,600
産業振興施設	法人に対する出資	0	0	0	0	0	0
	市町村道・橋りょう	15,000	114,100	0	0	0	129,100
	農道・林道	36,400	9,400	3,500	32,800	45,100	127,200
	林業用作業路	0	0	0	0	0	0
	漁港・漁港関連道	47,200	56,500	76,800	153,200	0	333,700
	港湾施設	1,200	4,800	4,400	89,900	49,500	149,800
	地場産業振興施設	48,600	132,300	92,700	9,200	15,600	298,400
	観光・レクリエーション施設	523,900	144,400	367,400	229,700	687,900	1,953,300
	農林漁業経営近代化施設	64,200	195,800	527,900	88,200	207,600	1,083,700
	商店街振興施設	0	0	0	0	0	0
小 計	736,500	657,300	1,072,700	603,000	1,005,700	4,075,200	
交通通信施設	市町村道・橋りょう	513,500	271,000	298,500	359,100	484,800	1,926,900
	農道・林道	0	0	0	11,500	10,500	22,000
	自動車・雪上車	0	0	0	0	0	0
	渡船施設	69,900	0	1,200	80,100	0	151,200
	除雪機械	0	0	0	0	0	0
	小 計	583,400	271,000	299,700	450,700	495,300	2,100,100
電気通信施設	41,000	95,500	125,800	32,600	0	294,900	
生活環境の整備	下水処理施設	36,600	31,000	74,800	143,700	119,200	405,300
	一般廃棄物処理施設	333,500	123,100	509,100	772,100	1,362,200	3,100,000
	火葬場	74,800	34,700	0	0	8,400	117,900
	消防施設	76,800	0	2,300	31,000	0	110,100
	簡易水道施設(飲用水供給施設)	259,200	153,200	211,200	134,200	282,000	1,039,800
	小 計	780,900	342,000	797,400	1,081,000	1,771,800	4,773,100
子育て環境の向上・促進並びに福祉・高齢者等の福祉施設	高齢者福祉施設・障害者福祉施設	205,700	321,500	29,500	16,900	6,700	580,300
	保育所・児童館	0	171,000	20,500	227,500	9,600	428,600
	認定こども園	0	0	35,100	0	0	35,100
	市町村保健センター等	0	0	0	0	0	0
	小 計	205,700	492,500	85,100	244,400	16,300	1,044,000
診療施設	1,400	12,400	1,700	76,900	323,700	416,100	
教育の振興	公民館	11,600	14,300	123,900	0	0	149,800
	その他の集会施設	0	50,500	0	13,700	0	64,200
	市町村立の幼稚園	0	72,900	103,200	0	0	176,100
	小・中学校校舎・屋体・寄宿舎	122,400	262,400	718,600	330,500	61,400	1,495,300
	小・中学校屋外運動場・プール	209,700	0	10,000	93,200	0	312,900
	教職員住宅	0	0	9,400	44,700	170,300	224,400
	図書館	0	0	0	0	0	0
	学校給食施設	1,100	12,800	165,800	731,300	51,400	962,400
	通学施設	12,900	0	0	0	0	12,900
小 計	357,700	412,900	1,130,900	1,213,400	283,100	3,398,000	
地域文化振興施設	51,700	7,400	0	20,100	15,200	94,400	
集落整備	移転跡地	0	0	0	0	0	0
	移転先地	0	0	0	0	0	0
	定住促進団地	371,900	2,400	76,800	111,700	263,300	826,100
	小 計	371,900	2,400	76,800	111,700	263,300	826,100
再生可能エネルギーを利用するための施設・設備	13,200	0	0	0	0	13,200	
過疎地域持続的発展特別事業	676,100	797,100	932,500	850,200	762,900	4,018,800	
合 計	3,819,500	3,143,100	4,522,600	4,684,000	4,937,300	21,106,500	

資料：企画部 地域・離島課 地方債発行状況調査

## 12 過疎対策法が適用される市町村の変遷

R7年4月1日現在



- (※1) H14.4.1に旧仲里村、旧具志川村の2村合併により久米島町へ移行。同日付で過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下、法。)第32条第2項(現行法では33条2項)の規定に基づき、同条の規定により読み替えて適用される同法第2条第1項の過疎地域をその区域とする市町村として久米島町が公示される。
- (※2) H17.10.1に旧城辺町、旧下地町、旧上野村、旧伊良部町、旧平良市5市町村の合併により宮古島市へ移行。同日付で法第33条第1項の規定により旧平良市を含めた宮古島市全体が過疎地域とみなされる市町村の区域として公示される。
- (※3) 今帰仁村は、法附則第5条第1項で規定する特定市町村として、H12.4.1に法施行令(平成12年政令第175号)附則第3条第1項の規定に基づき、公示された。特定市町村は法附則第5条第1項および同条第2項に基づき、平成12年度から平成16年度に限り、法の規定を準用し、過疎市町村と同様に扱われた。
- (※4) 北大東村と竹富町は、法附則第5条第1項で規定する特定市町村及び特別特定市町村として、R3.4.1に法施行令(令和3年政令第137)附則第3条第1項の規定に基づき、公示された。特別特定市町村は法附則第5条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和9年度までの間、法の規定を準用し、過疎市町村と同様に扱われる。
- (※5) 南城市は、法施行令(令和3年政令第137)第5条の規定により読み替えて適用される法第2条第2項の規定に基づき、同法第43条第1項の規定により読み替え適用される同法第3条第1項又は第2項の規定により南城市の旧知念村区域が過疎地域とみなされる区域として公示される。

### 13 辺地対策事業債市町村別同意(又は許可)額内訳(過去5年間)

(単位：千円)

市町村名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
国頭村	0	29,200	14,000	0	18,400	61,600
大宜味村	0	0	0	0	0	0
東村	0	0	0	0	0	0
今帰仁村	0	0	0	0	0	0
伊江村	421,900	395,700	271,000	86,000	158,000	1,332,600
久米島町	22,700	31,300	49,700	13,300	14,100	131,100
渡嘉敷村	1,900	6,400	7,400	66,200	13,100	95,000
座間味村	0	8,400	129,700	15,200	5,700	159,000
粟国村	74,500	0	0	0	0	74,500
渡名喜村	0	0	0	0	0	0
南大東村	21,200	77,900	22,500	65,300	111,900	298,800
北大東村	463,500	254,800	155,800	244,600	683,400	1,802,100
伊平屋村	146,000	137,900	149,700	338,500	76,000	848,100
伊是名村	49,600	93,700	93,600	242,400	141,100	620,400
多良間村	120,300	122,700	214,300	52,800	57,400	567,500
竹富町	548,600	592,700	234,700	153,600	211,200	1,740,800
与那国町	39,700	0	93,900	57,800	16,200	207,600
宮古島市	915,200	398,800	589,600	124,200	611,300	2,639,100
石垣市	890,600	479,200	446,600	1,201,600	765,000	3,783,000
名護市	0	0	0	0	0	0
うるま市	56,200	61,400	80,800	26,000	81,300	305,700
南城市	0	3,000	13,600	5,800	8,600	31,000
合計	3,771,900	2,693,100	2,566,900	2,693,300	2,972,700	14,697,900
地方債計画額	510億円	520億円	530億円	540億円	570億円	2,670億円
割合(%)	7.40	5.18	4.84	4.99	5.22	5.50

注) 辺地総合整備計画を策定していない辺地を有する市町村

名護市、宮古島市、大宜味村、東村、今帰仁村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村

資料：企画部 地域・離島課

## 14 辺地対策事業債施設別発行状況(過去5年間)

(単位：千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計
施 設							
交通 通信 施設	市町村道・橋りょう	302,800	442,300	454,300	367,700	452,500	2,019,600
	渡船施設	56,200	56,200	109,700	80,400	172,800	475,300
	農道・林道	118,300	96,200	23,000	50,200	49,000	336,700
	電気通信施設	46,900	27,000	129,800	101,500	0	305,200
	自動車・雪上車	0	0	4,000	0	147,400	151,400
	小 計	524,200	621,700	720,800	599,800	821,700	3,288,200
教育 文化 施設	へき地集会室	0	0	0	0	0	0
	公民館・その他の集会施設	0	0	75,500	82,200	18,400	176,100
	通学施設	51,900	3,300	13,500	0	0	68,700
	寄宿舎	0	0	0	5,800	0	5,800
	学校給食施設	0	3,000	0	0	0	3,000
	教職員住宅	0	75,900	216,500	111,000	26,100	429,500
	小 計	51,900	82,200	305,500	199,000	44,500	683,100
厚生 施設	診療施設	75,500	0	0	0	0	75,500
	保育所・児童館	755,800	0	30,400	262,000	608,700	1,656,900
	母子健康センター	0	0	0	0	0	0
	高齢者福祉増進施設	0	0	0	0	0	0
	消防施設	140,500	202,100	87,800	387,900	134,700	953,000
	簡易水道施設(飲用水供給施設)	68,000	42,800	51,300	60,300	67,600	290,000
	下水処理施設	87,100	61,400	76,000	32,600	66,600	323,700
	小 計	1,126,900	306,300	245,500	742,800	877,600	3,299,100
産業 振興 施設	農林漁業経営近代化施設	937,900	751,800	337,500	625,400	789,400	3,442,000
	地場産業振興施設	0	3,000	50,900	30,300	4,300	88,500
	観光・レクリエーション施設	836,500	622,100	582,500	134,900	260,400	2,436,400
	小 計	1,774,400	1,376,900	970,900	790,600	1,054,100	5,966,900
合 計	3,477,400	2,387,100	2,242,700	2,332,200	2,797,900	13,237,300	

資料：企画部 地域・離島課 地方債発行状況調査

## 15 戦略的かつ重点的プロジェクト

採択年度	事業年度	市町村名	プロジェクト名	事業内容	合計 (うち特別 枠分)	過疎債充当額										
						3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		
H3	H3 ∪ H4	上野村	上野村ドイツカン トリーパーク建設 事業	キンダーハウス (子供館) 延床面積 436.44㎡ ・多目的ホール ・図書室 ・展示室	189.5 (173.7)	79.5 (79.5)	110.0 (94.2)									
H4	H4 ∪ H6	今帰仁村	今帰仁村歴史文化 センター建設事業	歴史文化センター 延床面積 2,099.12㎡ ・展示室 (3室) ・研修室、閲覧室 ・收藏庫	470.7 (167.2)		27.4 (27.2)	302.8 (140.0)	140.5							
H5	H6 ∪ H7	上野村	上野村産業振興セ ンター整備事業	産業振興センター 延床面積 693.94㎡ (ドイツ文化村内) ・農産物加工室 ・ハム、ソーセージ加工室 ・展示販売室 ・加工品調理提供室	266.2 (199.9)				111.9 (111.9)	154.3 (88.0)						
H10	H9 ∪ H11	仲里村 具志川村	久米島自然文化セ ンター整備事業	自然文化センター 延床面積 2096.05㎡ (具志川村内) ・展示室 ・図書室 ・收藏庫 (3室) ・講堂	470.7 (167.2)							39.0	334.0 (230.0)	355.6 (170.0)		

<戦略的かつ重点的プロジェクトの概要>

1. 対象地域  
過疎市町村

2. 事業内容

過疎地域からの脱却のため真に過疎地域の活性化に資する事業に先進的に取り組んでいる過疎市町村の過疎対策事業を積極的に支援するため、当該事業について過疎対策事業債を特別枠として配分する。過疎地域市町村の自主的・主体的な取り組みを尊重する観点から、市町村単独事業を主な構成要素としつつ補助事業も効果的に活用するものである。

## 16 特定地域における若者定住促進等緊急プロジェクト

採択年度	事業年度	市町村名	プロジェクト名	事業内容	事業費	実績額						
						5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
H5	H5 H10	国頭村	やんばる自然体験とふれあいの里整備事業	(地総債)	(974.2)							
				・遊歩道	527.0		105.8	336.3	84.9			
				・キャンプ場	255.4				31.0	145.9	78.5	
				・アクセス道路	69.8	4.8			65.0			
				・コミュニティー施設	122.0				14.0	108.0		
				(過疎債)	(1,093.0)							
				・観光物産センター	1,093.0				86.6	425.9	580.5	
				(285.4)								
				一般財源		1.4	34.3	112.2	61.6	61.9	14.0	
					2,352.6	6.2	140.1	448.5	343.1	741.7	673.0	0.0
H6	H6 H10	伊是名村	歴史と交流のときわの島整備事業	(地総債)	(898.8)							
				・尚円王御庭公園	187.4		22.5	164.9				
				・臨海ふれあい公園	711.4				108.8	282.2	160.6	159.8
				(過疎債)	(1,546.0)							
				・ふれあい宿泊交流施設	310.0		150.0	160.0				
				・観光物産センター	245.0			245.0				
				・体育館	631.0				133.0	498.0		
				・屋内プール	360.0						360.0	
				(188.2)								
					2,633.0	0.0	172.5	678.7	415.2	658.6	519.8	0.0
H7	H7 H11	今帰仁村	リフレッシュファミリーパークなきじん整備事業	(地総債)	(349.0)							
				・子ども広場	121.4			4.9				116.5
				・ふれあい広場	227.6			9.6		63.5	60.4	94.1
				(過疎債)	(636.4)							
				・屋内スポーツセンター	636.4			18.8	315.7	301.9		
				(97.8)								
				一般財源				4.2	0.0	21.3	40.8	31.5
						0.0	0.0	37.5	315.7	386.7	217.7	125.6

<若者定住促進等緊急プロジェクトの概要>

1. 対象地域  
過疎市町村、半島振興対策実施地域、振興山村、豪雪地域、離島地域等
2. 事業内容  
地域活性化の担い手である若者層の定住を主たるテーマとするものであり、魅力ある就業の場の確保に資する事業などの産業振興関係施設、快適な居住環境の整備、交通通信体系の整備を図ることなどをメインに若者定住に資する事業を幅広く対象とする。
3. 事業規模  
複合施設：総事業費5億円以上 単体施設：総事業費2億円以上（単独事業を主な構成要素とする）

## 17 離島・過疎市町村の市町村長等名

令和7年10月1日現在

市町村名	市町村長名	副市町村長名	議長名	副議長名
伊平屋村	真栄田 孝	金城 時正	金城 信光	名嘉 正明
伊是名村	奥間 守	高良 和彦	潮平 そのみ	伊禮 正徳
伊江村	名城 政英	内間 常喜	渡久地 政雄	内間 広樹
国頭村	知花 靖	宮城 明正	山城 弘一	渡口 直樹
大宜味村	友寄 景善	宮城 豊	大城 佐一	平良 嗣男
東 村	當山 全伸	又吉 一樹	神谷 牧夫	宮城 準
本部町	平良 武康	上原 正史	具志堅 勉	座間味 栄純
うるま市	中村 正人	佐久川 篤	比嘉 直人	藏根 武
南城市	古謝 景春	當眞 隆夫	中村 直哉	安仁屋 正
渡嘉敷村	新里 武広	神里 敏明	當山 清彦	新垣 一史
座間味村	宮里 哲	宮平 真由美	宮平 喜文	宮平 清志
栗国村	上原 一宏	山城 義之	与那城 義幸	小橋川 聡
渡名喜村	比嘉 朗	—	渡口 良徳	上原 睦夫
久米島町	桃原 秀雄	中村 幸雄	玉城 安雄	富永 肇
南大東村	新垣 利治	宮城 克行	仲田 明男	儀間 勉
北大東村	鬼塚 三典	平良 栄二	奥山 久夫	宮城 哲也
宮古島市	嘉数 登	砂川 朗	平良 敏夫	長崎 富夫
多良間村	伊良皆 光夫	運天 宏和	豊見城 玄弘	福嶺 常夫
石垣市	中山 義隆	知念 永一郎	我喜屋 隆次	東内原 とも子
竹富町	前泊 正人	山城 秀史	大久 研一	三盛 克美
与那国町	上地 常夫	南風原 弘明	崎元 俊男	大宜見 浩利

資料：企画部 市町村課

## 18 離島・過疎市町村企画担当課一覧

令和7年11月1日現在

市町村名	担当課名	郵便番号	所在地	電話	FAX
伊平屋村	企画財政課	905-0793	伊平屋村字我喜屋251	0980-46-2005	0980-46-2956
伊是名村	企画政策課	905-0695	伊是名村字仲田1687番地22	0980-45-2001	0980-45-2467
伊江村	企画課	905-0502	伊江村字東江前38	0980-49-5812	0980-49-5601
国頭村	企画政策課	905-1495	国頭村字辺土名121	0980-41-2621	0980-41-5910
大宜味村	企画観光課	905-1392	大宜味村字大兼久157	0980-44-3007	0980-44-3139
東村	企画観光課	905-1292	東村字平良804	0980-43-2265	0980-43-2457
本部町	離島：企画商工観光課 過疎：総務課	905-0292	本部町字東5	離島：0980-47-2702 過疎：0980-47-2101	0980-47-4576
うるま市	企画政策課	904-2292	うるま市みどり町1-1-1	098-973-5005	098-979-7340
南城市	まちづくり 推進課	901-1495	南城市佐敷字新里1870	098-917-5394	098-917-5424
渡嘉敷村	総務課	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷183	098-987-2321	098-987-2560
座間味村	総務課	901-3496	座間味村字座間味109	098-987-2311	098-987-2004
栗国村	総務課	901-3792	栗国村字東483	098-988-2016	098-988-2206
渡名喜村	総務課	901-3692	渡名喜村1917-3	098-989-2002	098-989-2197
久米島町	企画財政課	901-3193	久米島町字比嘉2870	098-985-7122	098-985-7080
南大東村	総務課	901-3895	南大東村字南144-1	09802-2-2001	09802-2-2669
北大東村	総務課	901-3992	北大東村字中野218	09802-3-4001	09802-3-4406
宮古島市	企画調整課	906-8501	宮古島市平良字西里1140番地	0980-72-4878	0980-72-3795
多良間村	総務財政課	906-0692	多良間村字仲筋99-2	0980-79-2011	0980-79-2120
石垣市	企画政策課	907-8501	石垣市字真栄里672	0980-82-1350	0980-83-1427
竹富町	政策推進課	907-8503	石垣市美崎町11-1	0980-83-0507	0980-82-6199
与那国町	企画財政課	907-1801	与那国町字与那国129	0980-87-3577	0980-87-2079

資料：企画部 地域・離島課

## 19 沖縄振興特別措置法等

○ 沖縄振興特別措置法(抄)

(平成14年3月31日法律第14号)

(目的)

**第1条** この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする

(施策における配慮)

**第2条** 国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、沖縄の地理的及び自然的特性を考慮し、並びに産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善、沖縄固有の優れた文化的所産の保存及び活用、環境の保全並びに良好な景観の形成に配慮するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造に努めなければならない。

(定義)

**第3条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(3) 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

(沖縄振興基本方針)

**第3条の2** 内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(10) 離島の振興に関する基本的な事項

(沖縄振興計画)

**第4条** 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。

2 沖縄振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(9) 離島の振興に関する事項

3 前項各号に掲げる事項のほか、沖縄振興計画には、沖縄の地理的条件並びに人口及び産業の集積その他の社会的条件を総合的に勘案して区分された圏域別の振興に関する事項を定めるよう努めるものとする。

4 沖縄振興計画は、令和4年度を初年度として10か年を目途として達成されるような内容

のものでなければならない。

- 5 沖縄県知事は、沖縄振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定により沖縄振興計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該沖縄振興計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。
- 7 内閣総理大臣は、第5項の規定により提出された沖縄振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
- 8 内閣総理大臣は、第5項の規定により提出された沖縄振興計画について前項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。
- 9 第5項から前項までの規定は、沖縄振興計画の変更について準用する。

(離島の地域の振興)

**第87条** 国及び地方公共団体は、離島の地域の地理的及び社会的条件が不利なものであることに鑑み、離島の地域の振興を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 離島の地域の特性に応じた観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興を図るために必要な措置
- (2) 離島の地域への移住及び定住の促進を図るために必要な措置
- (3) 前二号に掲げるもののほか、離島の地域における雇用機会の拡充、教育の振興、福祉の増進、医療の確保、生活環境の整備その他の離島の地域の振興を図るために必要な措置

(離島の旅館業に係る減価償却の特例)

**第88条** 離島の地域内において旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の新設、改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は増設をした者がある場合には、当該新設、改修又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(他の法律の適用除外)

**第107条** 離島振興法、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）、低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）及び農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）の規定は、沖縄については、適用しない。

- 2 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第9条の規定は、沖縄については、適用しない。

(離島の範囲)

**第1条** 沖縄振興特別措置法(以下「法」という。)第3条第3号に規定する政令で定める島は、宮古島、石垣島その他内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定した島とする。

○ 沖縄振興特別措置法施行令の規定に基づき離島を指定した件

沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第1条の規定に基づき、離島を次のとおり指定する。（平成14年4月1日内閣府告示第10号）

所在郡市町村名	指 定 離 島 名
島尻郡伊平屋村	伊平屋島、野甫島
島尻郡伊是名村	伊是名島、具志川島、屋那覇島
国頭郡伊江村	伊江島
国頭郡本部町	水納島
中頭郡勝連町	津堅島
島尻郡知念村	久高島
島尻郡粟国村	粟国島
島尻郡渡名喜村	渡名喜島
島尻郡座間味村	座間味島、嘉比島、安慶名敷島、阿嘉島、慶留間島、外地島 安室島、屋嘉比島、久場島
島尻郡渡嘉敷村	渡嘉敷島、前島、黒島、儀志布島、離島
島尻郡久米島町	久米島、奥武島、オーハ島、硫黄島島
島尻郡北大東村	北大東島
島尻郡南大東村	南大東島
平 良 市	池間島、大神島
宮古郡下地町	来間島
宮古郡伊良部村	伊良部島、下地島
宮古郡多良間村	多良間島、水納島
石 垣 市	小島
八重山郡竹富町	竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（上地） 新城島（下地）、波照間島、嘉弥真島、外離島、内離島
八重山郡与那国町	与那国島

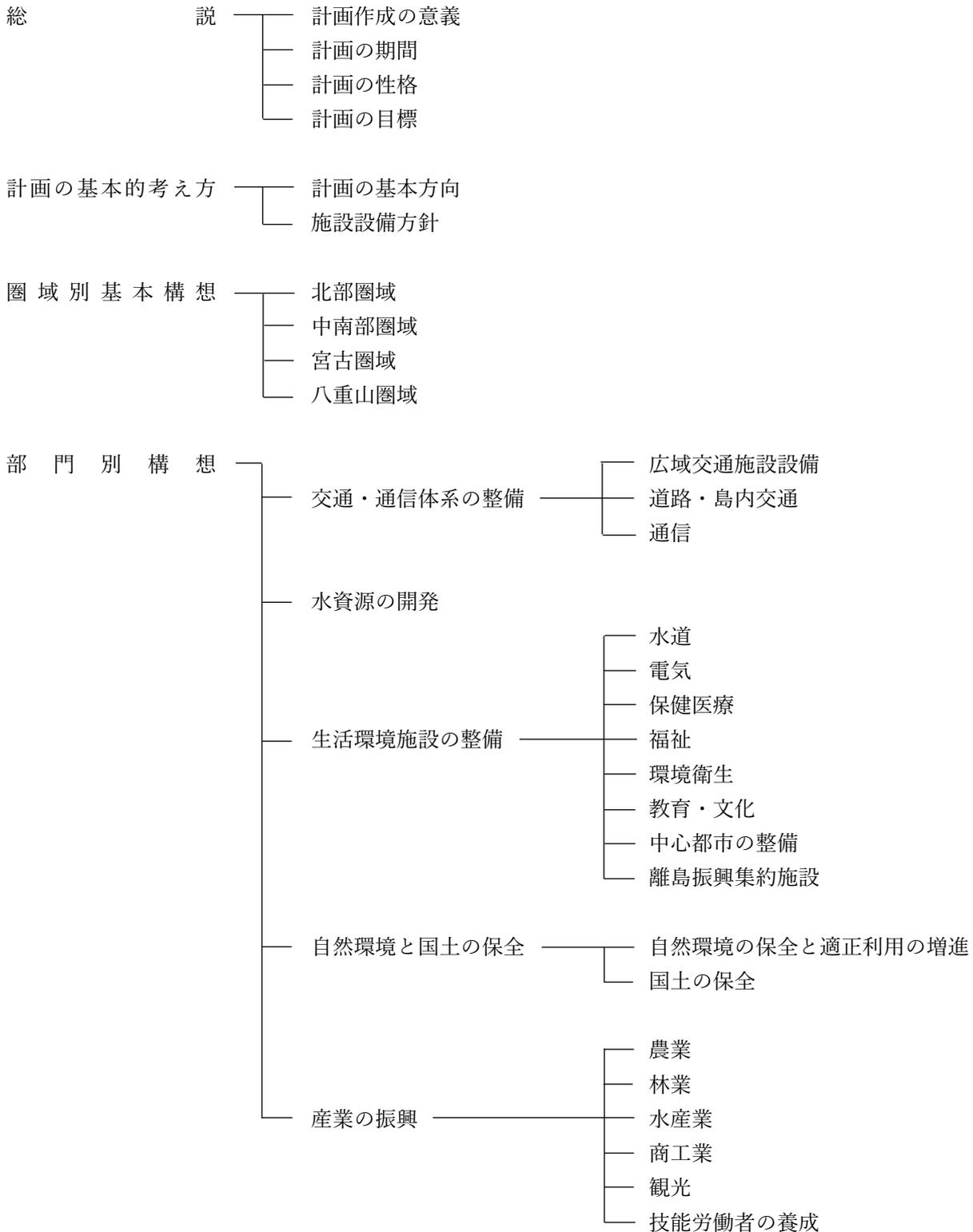
※平成17年3月25日に公布された内閣府告示第28号により、国頭郡今帰仁村の古宇利島は削除された。（平成17年4月1日から施行）

注）市町村合併により、現在表中の「中頭郡勝連町」は「うるま市(H17.4.1)」、「島尻郡知念村」は「南城市(H18.1.1)」、「平良市・宮古郡下地町・宮古郡伊良部町」は「宮古島市(H17.10.1)」となっている。

# 20 第1次沖縄県離島振興計画

(昭和51年度～昭和60年度)

## ◎ 体系図



## ◎ 第1次沖縄県離島振興計画(抄)

### 第1節 計画作成の意義

沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律131号)による指定離島のうち、有人島は39島である。その陸域面積は、1,024.49平方キロメートルで県土の45.6パーセント、人口は128,935人(昭和50年国調)で県人口の12.4パーセントを占めている。

離島の振興対策は、復帰前においては、離島振興法(1962年立法第75号)に基づいて、指定された40島を対象とした離島振興計画が策定実施され、高率補助と相まって、少なからぬ成果を収めたが、主要島(沖縄本島、宮古島、石垣島)との格差を縮小するには至らなかった。

復帰後、本島は、沖縄振興開発特別措置法(離島振興法、過疎地域対策緊急措置法等は適用除外)に基づき振興事業が進められることになった。しかし、離島地域は、離島の持つ自然的・地理的・社会的特殊事情による社会資本設備の立ち遅れに加え、近年における社会経済の急激な発展成長による地域格差の増大などによって過疎化が起り、社会経済の維持発展を図る上に大きな問題を投げかけている。

したがって、離島における生活環境施設及び産業関連施設の立ち遅れを速急に是正し、本県の社会経済の発展及び住民生活の安定による福祉の向上を図ることは、特に重要な課題である。

このような観点から、沖縄振興開発計画の目標を達成するため、離島地域における振興について、その構想を明らかにし、それぞれの島の特性に応じた総合的な振興計画を立て、これに基づき離島振興事業を強力に推進するためにこの計画を策定するものである。

### 第2節 計画の期間

この計画の期間は、昭和51年度から昭和60年度までの10か年間とする。

### 第3節 計画の性格

この計画は、沖縄振興開発計画を上位計画とする離島地域の振興計画として作成されるものであって、離島の社会経済の進むべき方向とこれを実現するための施策を明らかにするものである。

したがって、県においては、その施策の具体的実現の基本となるものであり、市町村、民間部門等においては、その自発的活動の指針となるものである。

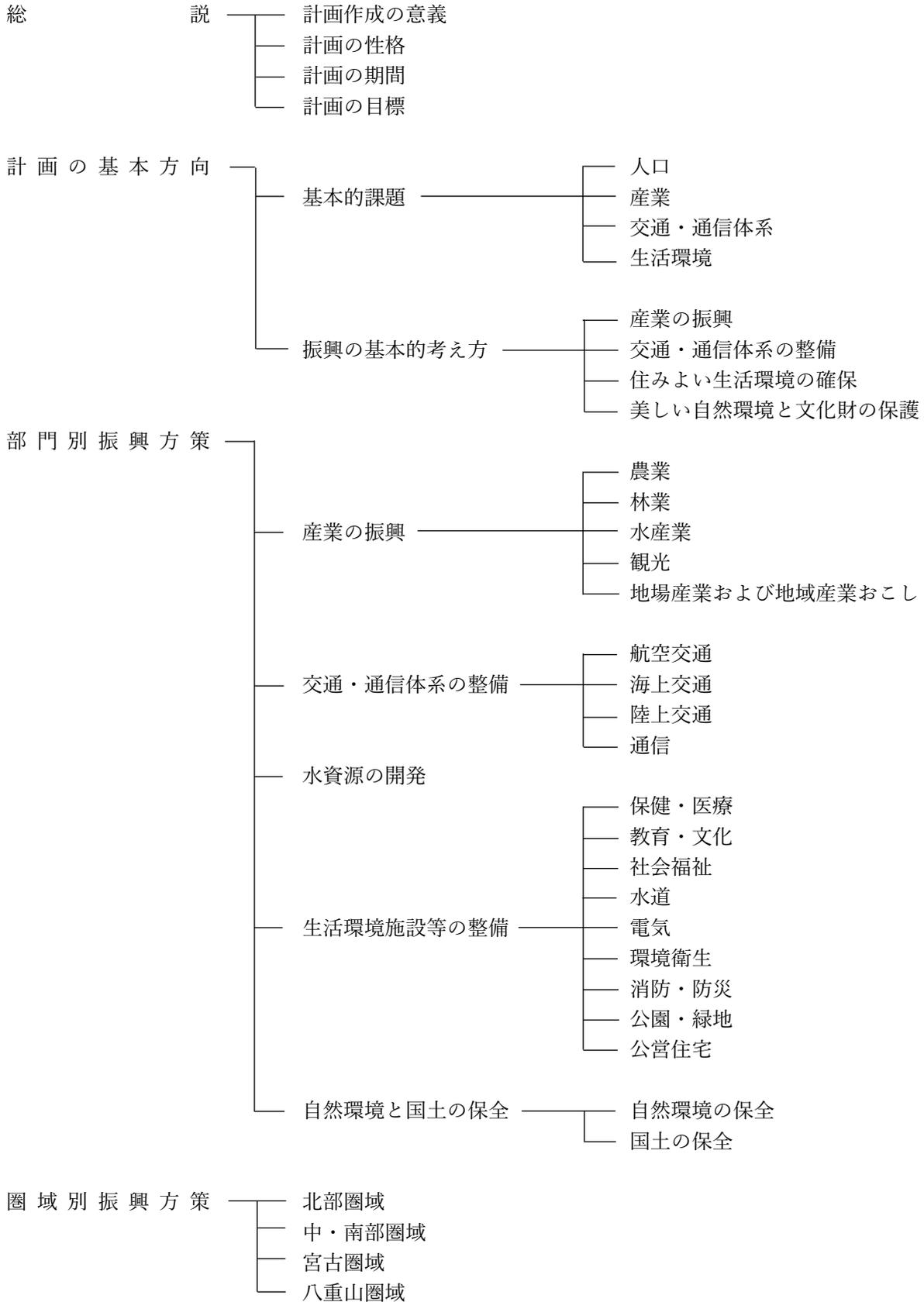
### 第4節 計画の目標

この計画は、離島の各面にわたる本土との格差を急速に是正し、全域にわたって国民的標準を確保するとともに、その優れた地域特性を生かすことによって、自立的発展が図られるように基礎条件を整備し望ましい地域社会を実現することを目標とする。

# 21 第2次沖縄県離島振興計画

(昭和60年度～平成3年度)

## ◎ 体系図



## ◎ 第2次沖縄県離島振興計画(抄)

### 第1節 計画作成の意義

本県は、東西約1,000キロメートル、南北約400キロメートルにおよぶ広大な海域に散在する多くの島じまからなり、わが国有数の離島県である。沖縄振興開発特別措置法による「離島」は(沖縄本島と橋で結ばれた島を除く)58島で、うち有人島が41島で、無人島が17島(昭和55年国調)である。

これら離島の面積は、県土2,253.51平方キロメートル(昭和59年10月1日現在国土地理院)の約46パーセント(1,026.46平方キロメートル沖縄県企画開発部)で人口は、県人口(1,106,599人昭和55年国調)の約12パーセント(132,369人)を占めている。

離島の振興については、これまで「沖縄振興計画」および「沖縄県離島振興計画」等に基づき諸施策が積極的に推進され、社会資本の整備を中心に各面にわたり相当の成果をあげてきた。

しかしながら、離島のもつ地理的・自然的条件の不利性なども相まって、自立的発展のための基礎条件の整備はいまだ十分でなく本島との格差は依然として解消されていない分野もある。さらに、長年にわたる人口流出の結果、生産年齢人口の減少や高齢化などによる社会的・生産的機能の低下もみられ、離島を取り巻く内外情勢は依然として厳しい状況にある。

このような中で、昭和55年に「過疎地域振興特別措置法」、昭和57年に「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」が適用され、それぞれの法律に基づく計画が策定されたこと、また、昭和57年に「第2次沖縄振興開発計画」が策定されたことなど、離島行政をめぐる状況が大きく変わり、今後の離島振興の方策について検討することが必要となってきた。

さらに、地域の特性を生かした特産品づくりなどの自立的な地域づくりの気運が高まりつつある。また、高度情報システムの構築を図る動きなど離島の振興に新たな展望がみられつつある。

したがって、今後の離島振興を進めるに当たっては、前期計画の総点検結果をふまえるとともに、経済計画の変化に対応した施策の導入や諸制度の有効活用を図って産業の振興、交通・通信体系および生活環境施設等の整備などを積極的に進める一方、住民の創意工夫、自助努力により住みよい活力のある地域づくりを図る必要がある。

このような基本認識に基づき、離島の将来を展望し、その振興方向と施策の在り方を明らかにするため「第2次沖縄県振興計画」を策定するものである。

### 第2節 計画の性格

この計画は、「第2次沖縄振興開発計画」の基本方向にそって離島の振興を図るために策定されるもので、その振興方向と実現のための施策を明らかにするものである。

したがって、県にとっては、施策の基本となるものであり、市町村、民間部門等においては、その自発的活動の指針となるものである。

### 第3節 計画の期間

この計画は、昭和60年度を初年度とし、昭和66年度を目標年度とする7か年計画とする。

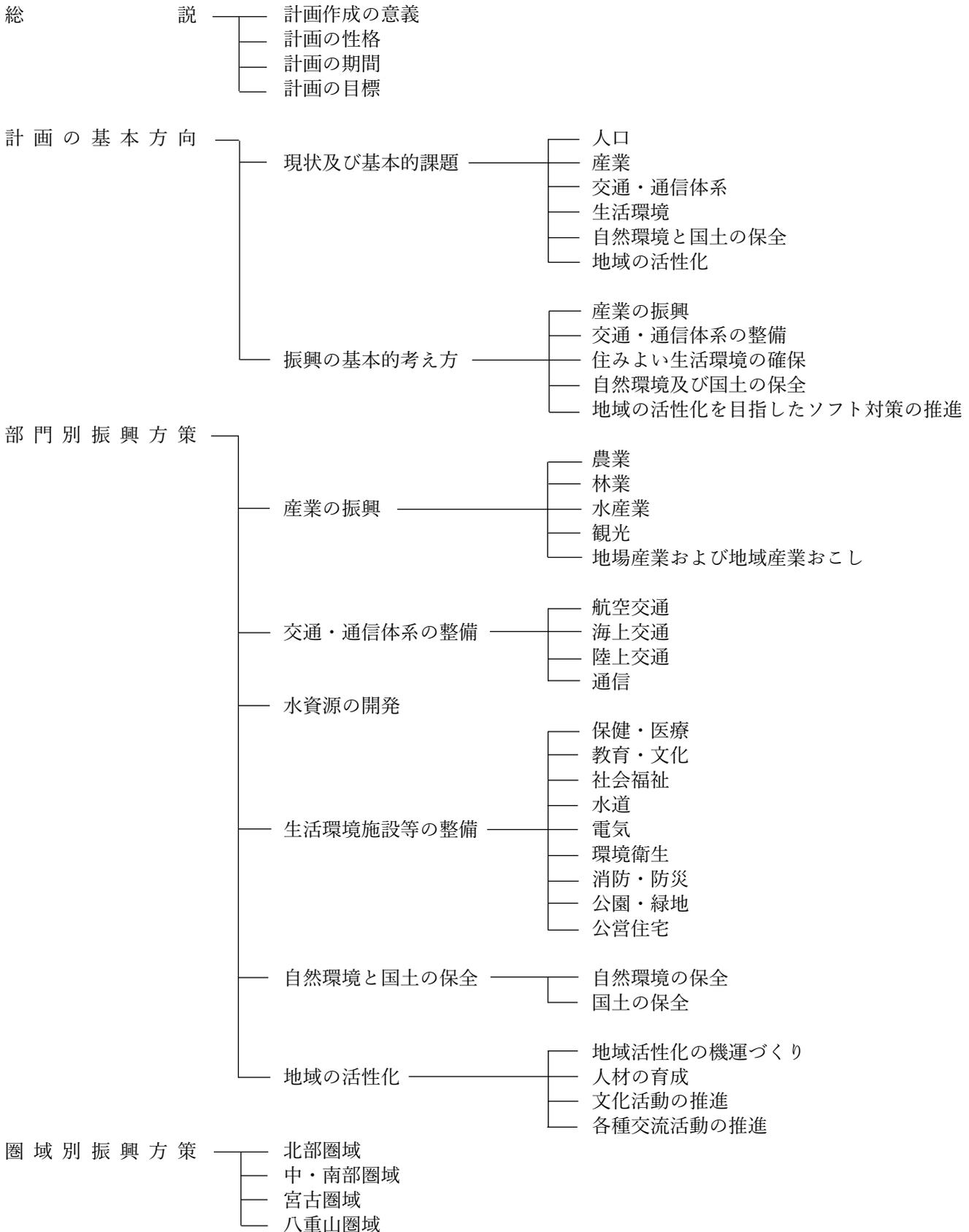
### 第4節 計画の目標

この計画は、それぞれの離島のもつ地理的・自然的条件に配慮しつつ、本島との各面にわたる格差を是正し自立的発展を図るための基礎条件を整備することにより、明るく豊かな活力ある地域社会を実現することを目標とする。

# 22 第3次沖縄県離島振興計画

(平成4年度～平成13年度)

## ◎ 体系図



## ◎ 第3次沖縄県離島振興計画(抄)

### 第1節 計画作成の意義

本県は、全国でも有数の離島県であり、東西約1,000キロメートル、南北約400キロメートルに及ぶ広大な海域に散在する、大小70余の島々から成り立っている。このうち沖縄振興開発特別措置法による「指定離島」は57島で、うち40島が有人島である。有人島の面積は1,000.9平方キロメートルで、県土面積の44.8パーセントを占めており、また人口は128,995人で、これは、県全体の10.5パーセントにあたる。

離島の振興対策については、これまで、2次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄県離島振興計画等によって諸施策が進められ、社会資本の整備を中心に各面にわたって相当の成果を上げてきた。

しかしながら、離島の持つ地理的、自然的条件からくる不利性の壁は厚く、自立的発展のための基礎条件の整備はいまだ不十分で、本島との間にはなお多くの格差が存在する。加えて、若年層の流出等による過疎化と高齢化の進行により、産業活動や社会活動に停滞が見られるなど、離島地域を取り巻く環境は依然として厳しいものがある。

このような中、本県の持つ地理的、自然的及び文化的特性等を積極的に生かした諸施策の推進を振興開発の基本方向とする「第3次沖縄振興開発計画」が策定され、離島の振興対策についても新たな展開が求められることとなった。

本県の離島地域には、亜熱帯性の動植物と美しいサンゴ礁の海に代表される豊かな自然や独特な伝統文化など、本県の魅力とされる要素の多くが集中している。

また、各島々の特性を生かした多彩な特産品や歴史と伝統に培われた優れた工芸品など、地域特性を生かした振興策を推進する上での有力な材料も具備している。

これらの離島の特性と住民の創意を生かし、特色ある産業の振興を図るとともに、本県における国際的な観光・リゾート地形成の一翼を担う地域として整備していくことは、離島地域の自立的発展に資するばかりでなく、県土の均衡ある発展を促進し、本県経済社会の全体的な発展を図っていく上でも極めて重要である。

このため、今後の離島振興対策を進めるに当たっては、前期計画までの成果と基本的考え方を踏まえ、引き続き各種基盤整備等を推進して離島の持つ不利性の克服に努めるとともに、第3次沖縄振興開発計画の基本方向に沿って、ソフト面の対策を含めた新たな施策を展開し、多様化するニーズと21世紀に向かう時代の流れに適切に対応し得る社会システムを構築していく必要がある。

この計画は、以上の基本認識に基づき、新たに長期的、総合的な観点に立って離島の将来を展望し、その振興方向と施策の在り方を明らかにするために策定するものである。

### 第2節 計画の性格

この計画は、「第3次沖縄振興開発計画」の基本方向に沿って、離島の振興を図るために策定する総合的計画であり、その振興方向と実現のための施策を明らかにするものである。

したがって、県においては、離島振興施策の基本となるものであり、市町村及び民間部門においては、その自発的活動の指針となるものである。

### 第3節 計画の期間

この計画は、平成4年度を初年度とし、平成13年度を目標年度とする10か年計画とする。

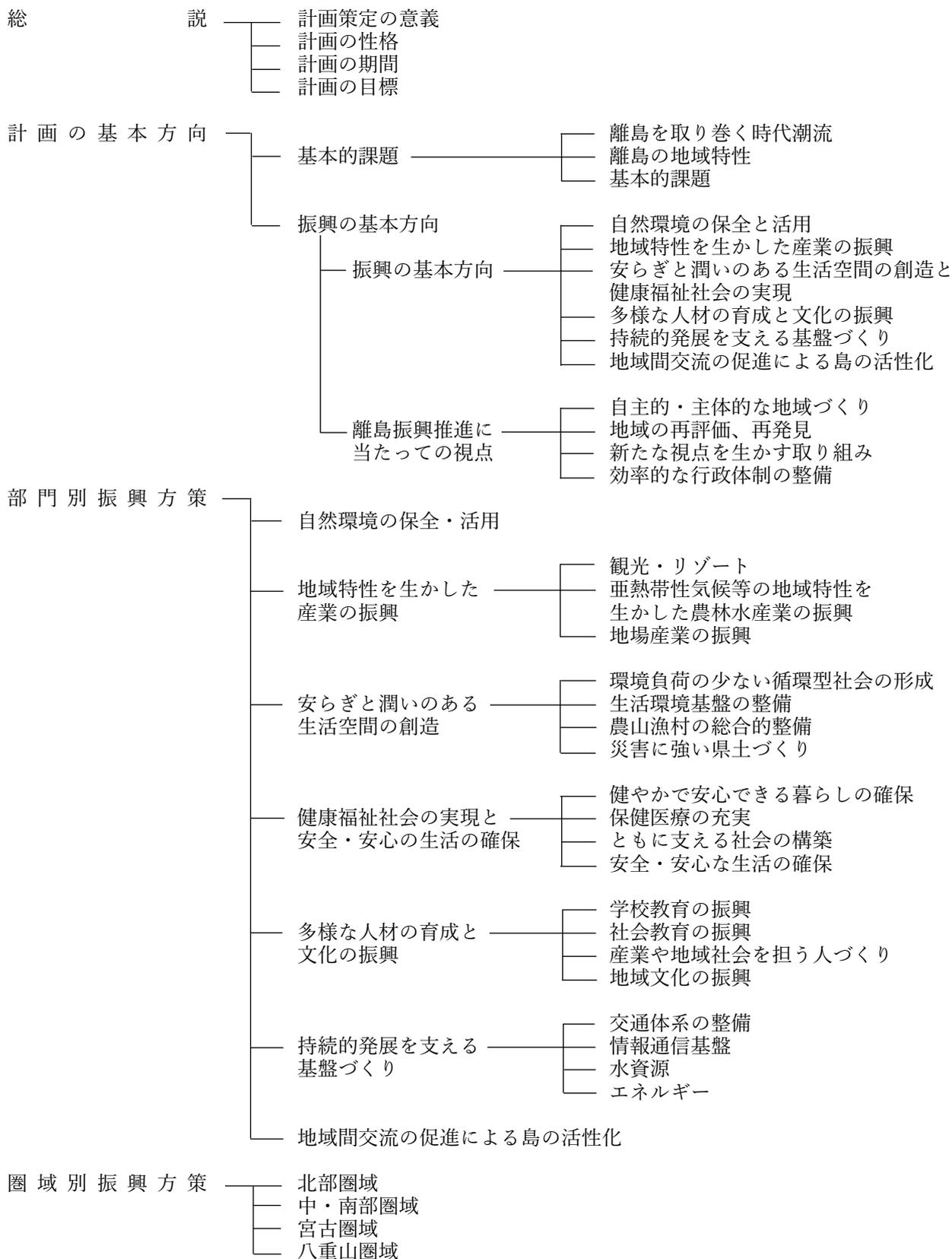
### 第4節 計画の目標

この計画においては、離島の特性と住民の創意を積極的に生かしつつ、本島との各面にわたる格差を是正し、自立的発展のための基礎条件を整備するとともに、本県の経済社会及び文化の総合的発展のための一翼を担う地域として整備を図り、魅力に満ち、活力に富んだ個性豊かな地域社会を実現することを目標とする。

# 23 新沖縄県離島振興計画

(平成14年度～平成23年度)

## ◎ 体系図



## ◎ 新沖縄県離島振興計画(抄)

### 第1節 計画策定の意義

本県は、全国でも有数の離島県で、東西約 1,000 キロメートル、南北約 400 キロメートルに及ぶ広大な海域に点在する多くの島々から成り立っている。沖縄振興特別措置法により指定された離島は 55 島で、このうち、有人離島は 40 島である。

指定離島の面積は 1,027 平方キロメートルで、県土面積の 45.2 パーセントを占め、また、平成 12 年国勢調査に基づく人口は 128,694 人で、県人口の 9.8 パーセントを占めている。

離島振興については、これまで3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄県離島振興計画等に基づき、諸施策が進められ、各種社会資本の整備が図られてきた。

また、財政力が脆弱な離島市町村に対して、県単独補助事業、国庫補助事業に対する県費の嵩上げ、過疎債・辺地債の許可等行財政上の支援措置を講じてきた。

その結果、農林水産業等の生産基盤、空港、港湾、道路等のアクセス基盤の整備、水道、電気等の生活関連、医療・福祉・教育施設等の整備を中心に各面にわたり相当の成果を上げ、住民生活も向上するとともに、産業面においては、特に観光関連の分野で進展が見られるなど、離島地域の社会経済は着実に発展してきた。

しかしながら、離島は、四方を海に囲まれ(環海性)、また、その面積も比較的狭く(狭小性)、しかも、経済、文化の中心から遠く離れている(隔絶性)といった地理的及び自然的条件等から、医療・福祉等の生活環境面で低位にあるほか、情報通信基盤の後れなど依然として格差がある。

また、若年層の慢性的な流出や高齢化が一層進行するなど、なお多くの課題が残されている。

このような中、本土との格差是正を基調とするキャッチアップ型の振興開発だけではなく、沖縄の地域特性を十分に発揮したフロンティア創造型の振興策への転換を進める「沖縄振興計画」が策定され、離島の振興策についても新たな展開が求められている。

本県の離島は、亜熱帯・海洋性気候の下、年間を通して温暖で、美しいサンゴ礁の海に代表される豊かな自然、独特な伝統文化やゆったりとした生活空間を有している。

また、多彩な特産品や優れた工芸品を産出するなど、地域特性を生かした振興策を推進する上での有力な資源を有している。

近年、価値観の多様化や社会情勢の変化に伴い、物質的な豊かさや利便性を求めることから、心の豊かさや自然とのふれあいなど、ゆとりや潤いのある生活への志向が高まってきている。

このような中で、離島は、豊かな自然環境、文化、歴史的遺産の保全を図り、国民の健康保養や癒しの場を提供するなど、その果たす役割はますます重要となってきている。

このため、今後の離島振興を進めるに当たっては、これまでの成果を踏まえ、引き続き、自然環境、文化、歴史的遺産の保全を図りつつ、各種基盤整備等を推進し、離島の持つ不利性の軽減に努めるとともに、離島の持つ優位性を積極的に評価し、それを伸ばしていく取り組みが重要である。

また、住民をはじめ多様な主体の参画のもと、地域特性を最大限に発揮した特色ある産業の振興を図るとともに、本県の国際的な観光・リゾート地形成の一翼を担う地域として、また、国民の総合的な健康保養の場として形成していくことは、離島地域の自立的発展に資するばかりではなく、県土の均衡ある発展を促進し、本県経済の全体的な発展を図っていく上からも極めて重要である。

さらに、沖縄振興計画の基本方向及び基本姿勢を踏まえて、離島を取り巻く時代の流れを的確に捉えるとともに、今後、多様化するニーズに適切に対応しうる社会システムを構築していく必要がある。

この計画は、以上の基本認識に基づき、新たに長期的、総合的な観点に立って離島の将来を展望し、その振興の方向と施策の在り方を明らかにするために策定するものである。

## 第2節 計画の性格

この計画は、「沖縄振興計画」の基本方向に沿って離島の振興を図るために策定する総合的計画であり、その振興方向と実現のための施策を明らかにするものである。

したがって、県においては離島振興施策の基本となるものであり、市町村及び民間部門においてはその自発的活動の指針となるものである。

## 第3節 計画の期間

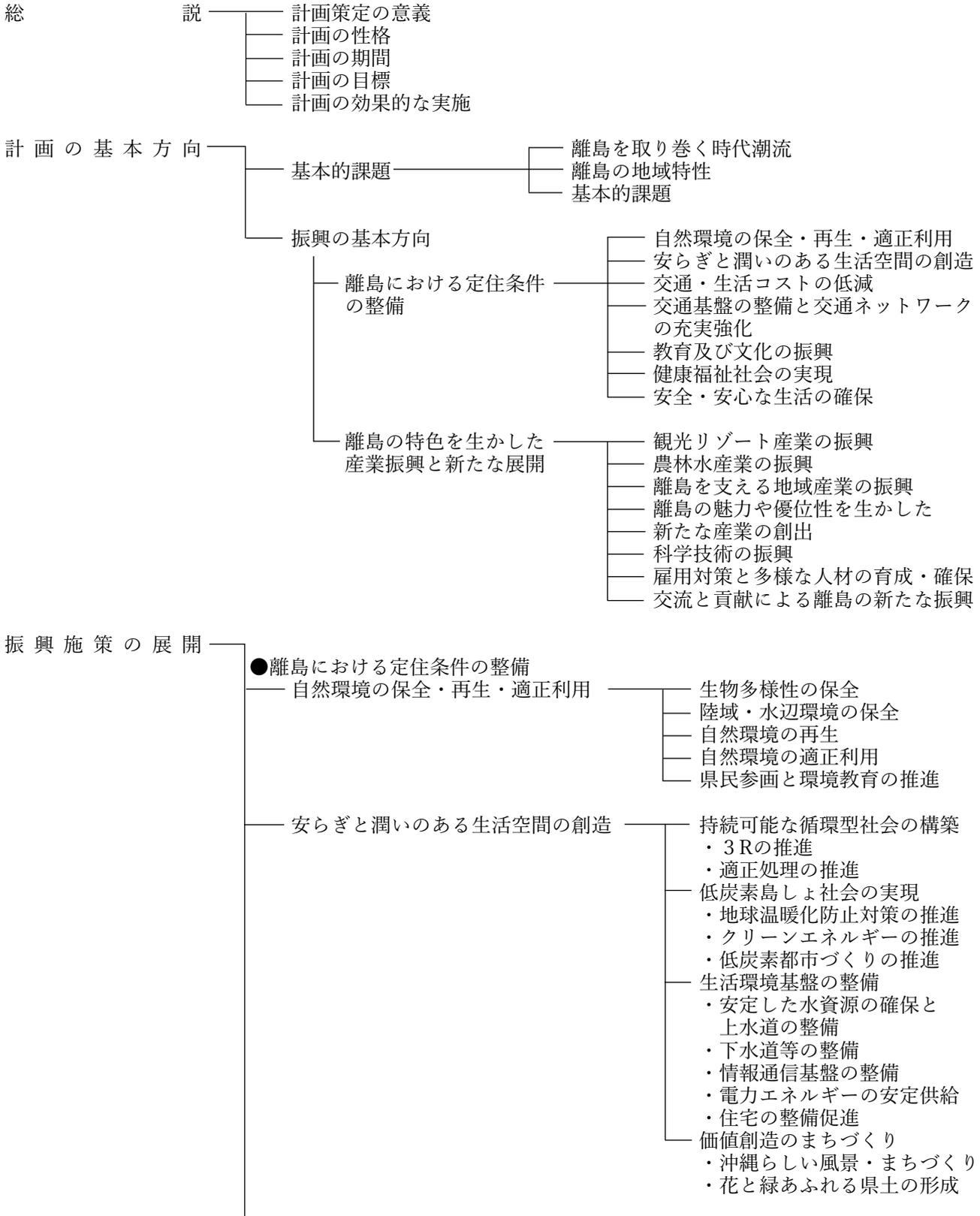
この計画の期間は、平成14年度から平成23年度までの10か年とする。

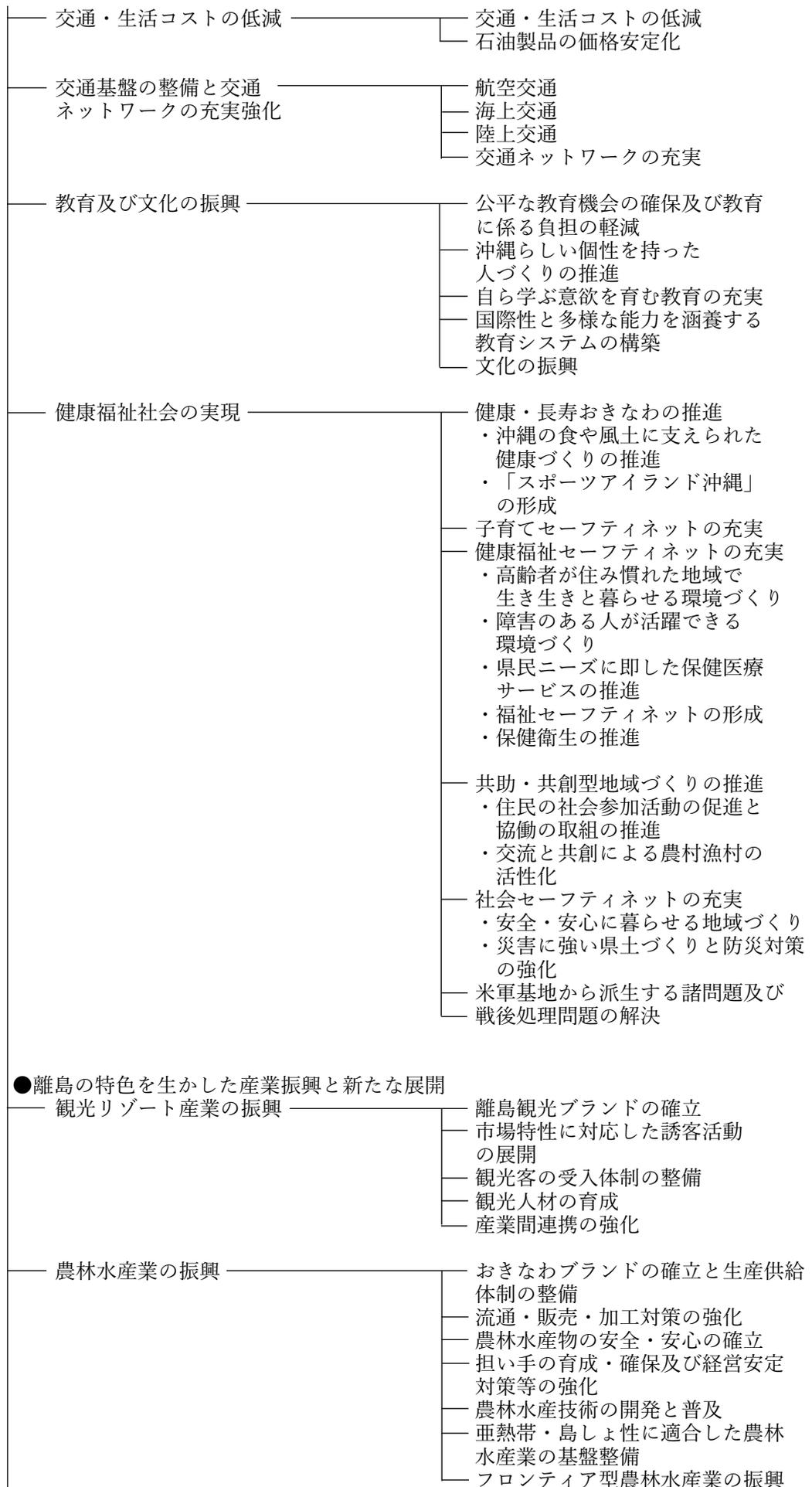
## 第4節 計画の目標

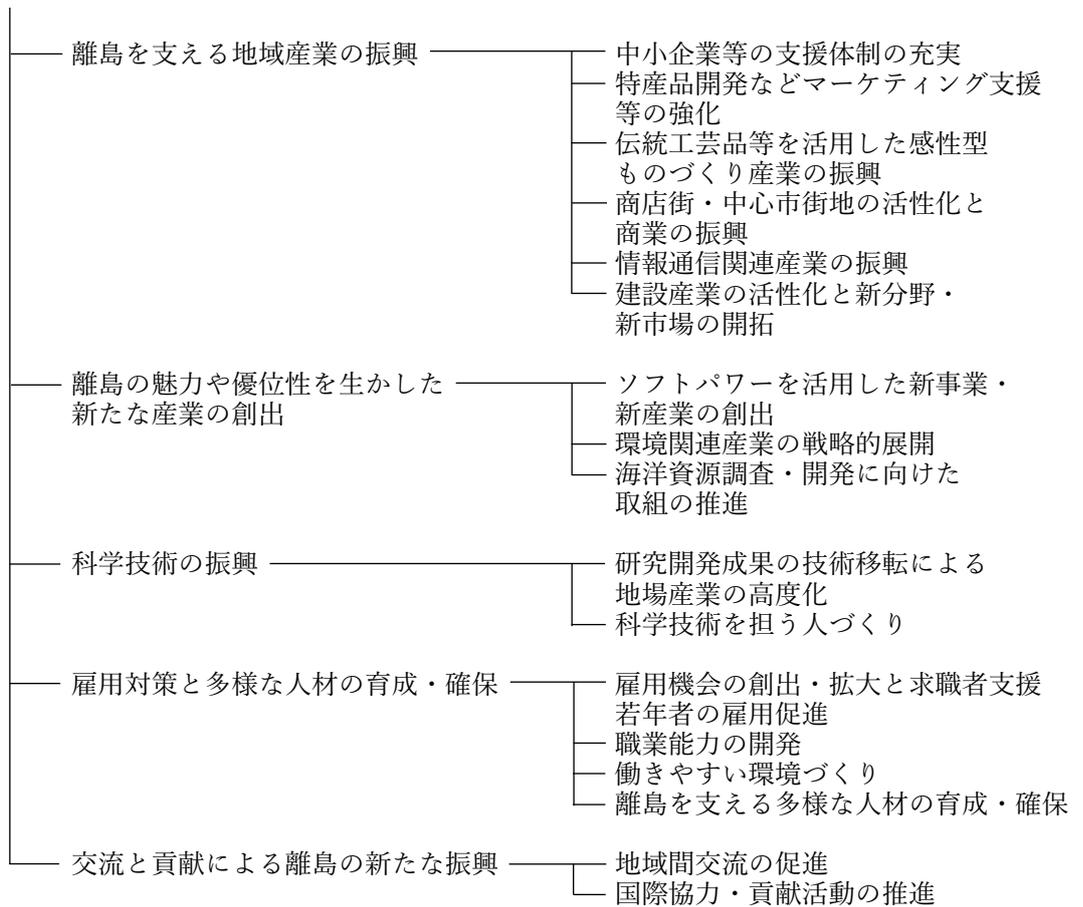
この計画においては、住民の創意、豊かな自然や独特の文化など離島の有する特性を積極的に生かしつつ、自立的発展のための基礎条件を整備するとともに、我が国の社会経済、文化の発展及び国民の総合的な健康保養に寄与する特色ある地域として整備を図り、魅力に満ち、個性豊かで潤いのある地域社会を実現することを目標とする。

# 24 住みよく魅力ある島づくり計画 —沖繩21世紀ビジョン離島振興計画— (平成24年度～令和3年度)

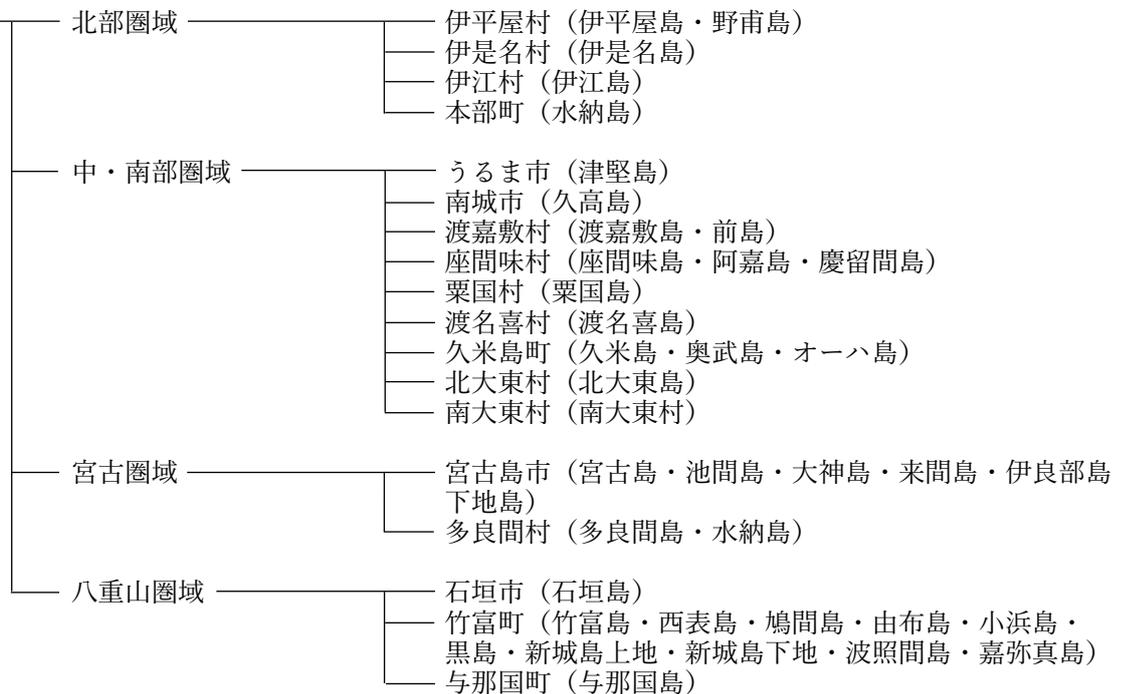
## ◎ 体系図







圏域別振興方策



## ◎ 住みよき魅力ある島づくり計画(抄)

### 第1節 計画策定の意義

新たな世紀の初頭が過ぎようとしている今日、離島地域を含む沖縄は、グローバル経済の進展、中国をはじめとするアジア諸国の伸張、我が国における少子高齢社会の到来や総人口の減少など、これまでの時代の枠組みが大きく変動していく渦中にある。

これまで離島振興については、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画並びに沖縄県離島振興計画等に基づき、諸施策が進められてきた。

その結果、農林水産業等の生産基盤、空港、港湾、道路等の交通基盤の整備、水道、電気等の生活関連、医療・福祉・教育施設等の整備を中心に各方面にわたり相当の成果を上げ、住民生活も向上するとともに、産業面においては、特に観光関連の分野で進展が見られるなど、離島地域の社会経済は着実に発展してきた。

しかしながら、離島地域においては、住民生活及び産業振興の両面で依然として沖縄本島地域等との格差が存在しており、多くの離島市町村で人口が減少している。

このような格差は、遠隔性、散在性、狭小性等の離島地域が抱える条件不利性に起因して発生しており、住民生活を圧迫し、産業振興の制約となっている割高な移動コストや輸送コスト、行政サービスの高コスト構造、教育、医療、福祉等の基礎的な生活条件の整備や産業振興の遅れなど、様々な分野で課題が残されており、その解決を図る施策を推進することが求められている。

一方、いわゆる国境離島を含む沖縄の離島地域は、日本の領空、領海、排他的経済水域(EEZ)の保全など国家的利益の確保に重要な役割を果たしている。また、広大な海域に存在する様々な海洋資源は、今後の我が国の経済発展に寄与する可能性を有している。さらに、離島地域は島々で異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力を有しており、こうした離島の多様性は観光資源として大きな魅力となるとともに、県民の食料供給地としても重要な地域となっている。

こうした中、県民が望む20年後の沖縄のあるべき姿、ありたい姿を描いた沖縄21世紀ビジョン(平成22年3月沖縄県策定)においては、交通体系の整備、基地跡地利用等と並んで、離島振興を重要課題として位置付けている。

また、沖縄21世紀ビジョンの実現に向けて、平成24年5月に県が策定した改正沖縄振興特別措置法(平成24年4月施行)第4条に基づく沖縄振興計画である沖縄21世紀ビジョン基本計画(以下「基本計画」という。)においては、離島の果たしている役割にかんがみ、県民はもとより国民全体で離島住民の負担とともに分かち合い、離島地域を支えるという理念のもとに離島振興に取り組み、離島の条件不利性を克服し、住民が安心して生活し働くことができる持続可能な地域社会を形成していくため、交通・生活コストの低減、生活環境基盤の整備、教育、医療、福祉等の分野における住民サービスの向上など定住条件の整備や、離島地域の特色を生かした産業の振興など、総合的な離島振興策を推進することとしている。

さらに、沖縄振興特別措置法においては、産業振興、離島振興、人材育成、交通コスト対策、医療、教育、福祉など極めて広範囲な分野を対象として、沖縄県及び本県市町村が自主的な選択に基づいて実施する事業に充てることができる沖縄振興交付金制度が創設されたところであり、関係市町村との適切な役割分担と密接な連携の下に、効果的かつ効率的に施策を推進していく必要がある。

こうしたことを踏まえ、今後の離島振興に当たっては、時代の潮流を見据えながら、定住条件の整備や離島の特色を生かした産業振興に取り組みとともに、離島地域が有する潜在力を十分発揮し、沖縄県並びに我が国の経済発展に貢献する地域として、存在価値を高めていく必要がある。

この計画は、以上の基本認識に基づき、長期的、総合的な視点に立って離島振興の基本方向とこれに基づく県の取組等を明らかにするために策定するものである。

## 第2節 計画の性格

この計画は、基本計画で示された基本方向等を踏まえ離島振興を図るための総合的計画であり、離島振興の目標、基本方向及び施策等を明らかにするものである。

したがって、沖縄県における離島振興施策の基本となるものであり、関係市町村、住民、企業、団体、NPOなど離島振興に取り組む多様な主体の自発的な活動の指針となるものである。

## 第3節 計画の期間

この計画の期間は、基本計画の期間である平成24年度から平成33年度までの10年間とする。

## 第4節 計画の目標

この計画においては、県民はもとより国民全体で離島の負担を分かち合い、支え合う仕組みを構築して離島における定住条件の整備を図り、美しい自然景観や個性豊かな文化など離島の特性を生かして産業の振興と雇用機会の創出を図るとともに、近隣アジア諸国等との友好関係の構築など、新たな分野への展開を図り、離島がその潜在力を十分に発揮し、希望と活力にあふれる豊かな地域社会を実現することを目標とする。

## 第5節 計画の効果的な実施

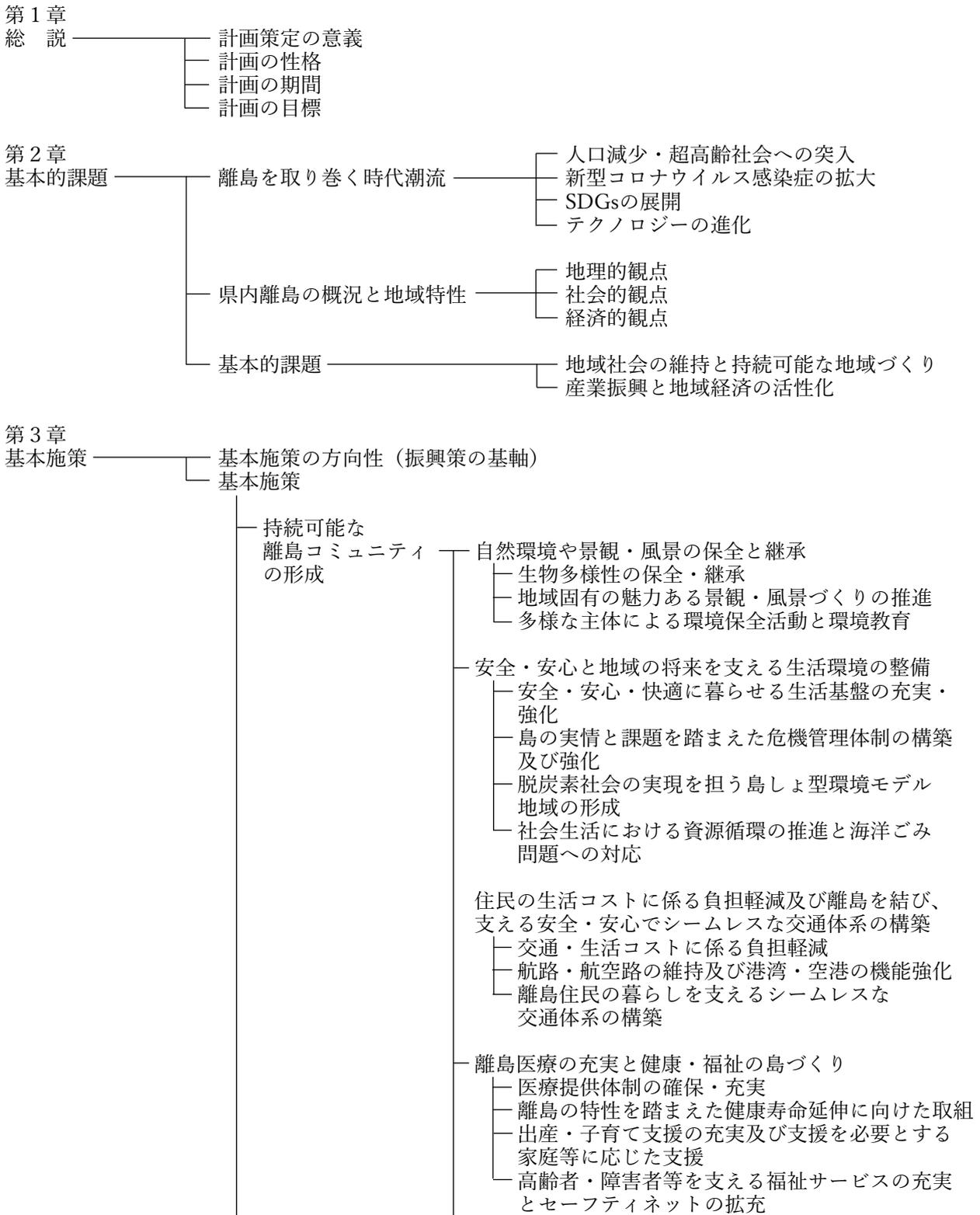
この計画の推進に当たっては、本計画で示した課題に着実に対応することが重要であり、沖縄県等の取組が課題の解決に向けてより有効な手段となるよう、常に施策等の見直し、改善を行う必要がある。

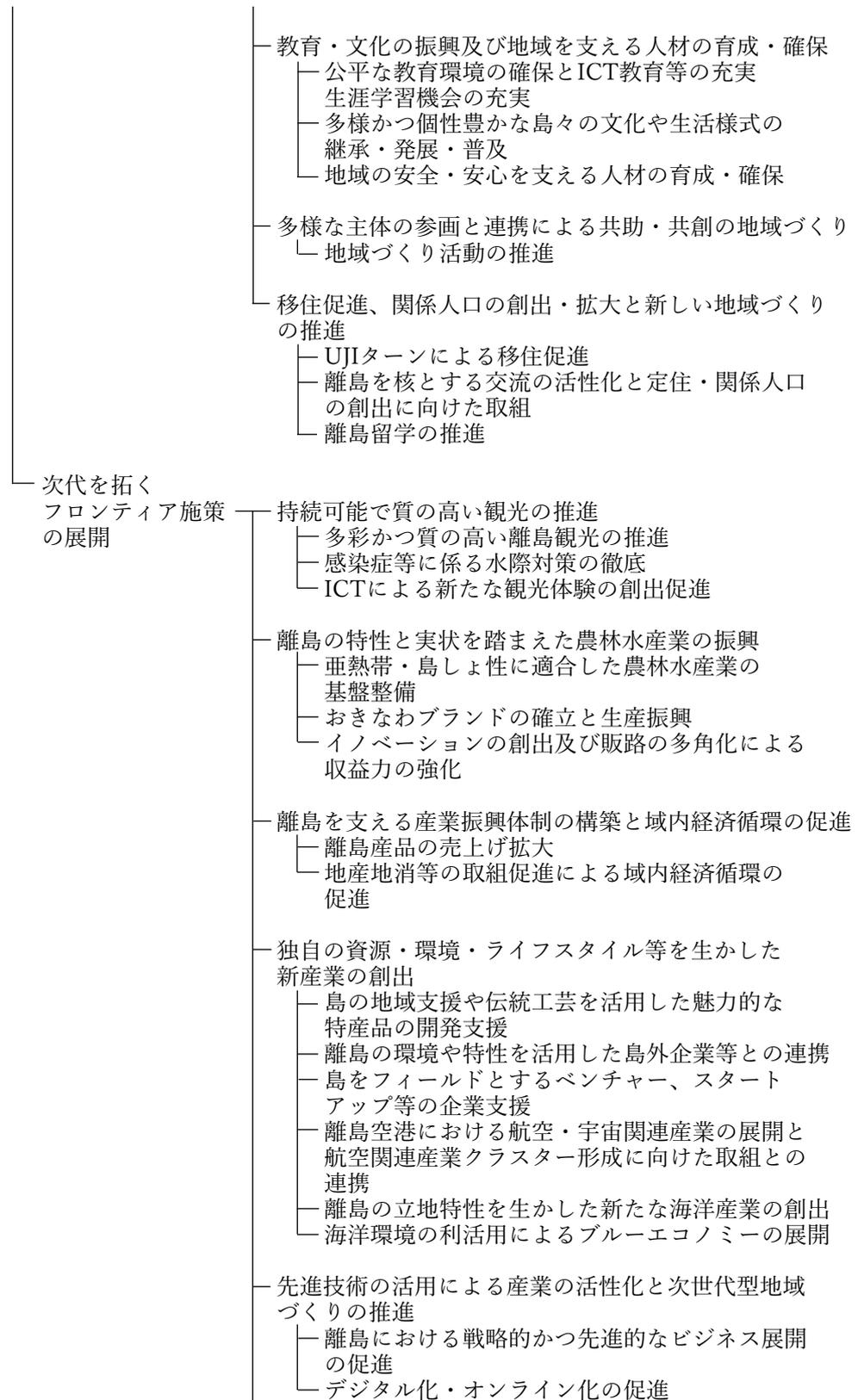
このため、沖縄21世紀ビジョン実施計画における毎年度の施策評価の結果等を活用し、離島振興施策についても見直し、改善を行う。

また、計画の中間地点である5年目を目途に、本計画で示した取組の実績、社会経済情勢や県民ニーズの変化等を踏まえ、施策効果や施策の基本方向等について点検・評価を行い、必要に応じて本計画の見直しを行うこととする。

## 25 次代を拓く持続可能な島づくり計画—新・沖縄21世紀ビジョン離島振興計画— (令和4年度～令和13年度)

### ◎ 体系図





- 地域社会を支える雇用創出及び関連施策の推進と多様な産業人材の育成・確保
  - 離島地域における雇用の確保・創出及び雇用環境の改善
  - 離島の特性を踏まえた多拠点・多業種型の働き方に対する支援
  - UJIターンによる人材の確保
  - 離島の産業を牽引する人材の育成・確保
- 国内外との多元的交流を通じた新たな離島地域の振興
  - 離島地域間連携・協働の促進
  - 国内外における観光・文化・経済等に係る多元的交流の促進

第4章  
離島グループ別  
振興方策

- 「離島グループ」の考え方
  - 離島グループの分野
  - グルーピング軸の考え方
- 離島グループ別の施策の方向性
  - 持続可能な離島コミュニティの形成に係るグルーピング
    - 自然環境
    - 住宅
    - 防災
    - 離島への輸送コスト
    - 交通（島外）
    - 交通（島内）
    - 医療
    - 高齢者（介護）
    - 子育て
    - 教育
  - 次代を拓くフロンティア施策の展開に係るグルーピング
    - 観光産業
    - 農林水産業
    - 新産業及び先進技術
    - 産業人材
    - 交流

第5章  
圏域別振興方策

- 北部圏域
  - 伊平屋村
  - 伊是名村
  - 伊江村
  - 本部町（水納島）
- 中・南部圏域
  - うるま市（津堅島）
  - 南城市（久高島）
  - 渡嘉敷村
  - 栗国村
  - 渡名喜村
  - 久米島町
  - 北大東村
  - 南大東村
- 宮古圏域
  - 宮古島市
  - 多良間村
- 八重山圏域
  - 石垣市
  - 竹富町
  - 与那国町

第6章  
計画の効果的な推進

- 計画の要件
- 計画の進捗管理と見直し

## ◎次代を拓く持続可能な島づくり計画（妙）

### 第1節 計画策定の意義

本土復帰を果たしてから50年の節目を迎える。

本県における離島振興は、5次にわたる沖縄振興計画や沖縄県離島振興計画等に基づき、各種施策が実施されてきた。

その結果、上下水道・電気等の生活基盤、空港・港湾・道路等の交通基盤、農林水産業等の生産基盤、教育・医療・福祉等に係る施設及びサービス、さらに、情報通信基盤の高度化等、各方面にわたる整備が進められ、離島における生活環境の整備や、住民の福祉の向上が図られてきた。また、産業・雇用に関しては、農林水産業や観光関連分野等において離島の特色を生かした振興が図られ、今日に至っている。

しかしながら、離島が持つ遠隔性や狭小性は、生活していく上で様々な「シマチャビ（離島苦）」を生み、人口流出や高齢化の要因となっている。

このような遠隔性、散在性、狭小性等、離島の不利性に起因する様々な課題は、依然として残されており、特に、割高な移動・輸送コストを含む交通・物流・流通に係る不利性は、多くの離島住民にとって生活上の負担となり、島々の産業振興にとっても大きな制約要因となっている。また、行政サービスの高コスト構造、教育機会や医療・福祉における格差等、様々な分野で課題が残されており、現状の改善と課題解決に向けた各種施策の推進が求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って地域社会が様々な問題・課題に直面する中、特に医療体制が脆弱な離島地域においては、安全・安心の島を実現するための危機管理体制の構築が強く求められており、さらに、ポストコロナを見据えた新たな離島振興のあり方も重要な検討課題となっている。

一方、離島地域は、それぞれの豊かな自然環境や独自の歴史・文化とともに、島民の暮らしの中で培われた魅力ある生活文化を有しており、こうした島々の個性と多様性は、人々を惹きつける資源にもなっている。

また、国境離島を含む本県の離島地域は、我が国南西端の領海・領空・排他的経済水域（EEZ）の確保や航空機・船舶の安全な航行、地域資源や生産環境を生かした農業生産及び広大な水域における持続的な水産資源の利用による安定的な食料供給など、我が国及び国民の利益の確保と増進に重要な役割を果たしている。

国内有数の広さを有する海域とともに、亜熱帯における多種多様な海洋資源が存在する本県にとって、「海洋」は県土全域の持続可能な発展を支える重要な領域であり、新たな発展可能性を秘めた産業分野として期待されている。

特に近年では、海洋環境及び海洋資源の保全と有効活用を通じた社会経済開発により持続的な発展を目指す「ブルーエコノミー」に注目が集まっており、離島地域においても、その地理的特性を生かし、地域が主体となってこれらの展開を図っていくことが求められる。

さらに、5Gなど次世代の情報通信技術を活用したデジタル社会の形成、AI、IoT、ドローン等の先進技術の有効活用により、距離や時間に関わる離島の条件不利性の改善、生活環境の向上を図っていく必要がある。

今後の離島振興に当たっては、これまでの各種施策の成果、県内離島の現状と課題等を踏まえつつ、以下に挙げる3点を基本認識とし、長期的かつ総合的な視点から離島振興の基本方向とこれに基づく県の取組等を明らかにするため本計画を策定する。

### <離島振興の基本認識>

- ①地域社会の存続、良好な自然環境の保全と環境負荷の少ない循環型社会の構築、島の特性を生かした産業振興、伝統文化の保全と継承等、将来にわたって持続可能な地域社会の発展を追求する「持続可能性の追求」
- ②島の特徴と個性、独自の魅力や可能性を最大限に活用するとともに、離島ならではの価値創出のあり方を探求し、身体的、精神的、社会的にすべてが満たされた状態であるウェルビーイングの増進を図る「独自性の発揮」
- ③不利性の克服に向けた振興策だけでなく、離島の新しい将来像の実現に向けた先進的な施策・事業等を積極的かつ戦略的に推進する「未来志向の取組」

## 第2節 計画の性格

本計画は、改正沖縄振興特別措置法（令和4年4月施行）第4条に基づき令和4年5月に県が策定した沖縄振興計画である「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」で示された基本方向等を踏まえ、本県の離島振興を図るための総合的計画であり、離島振興の目標、基本的課題、基本方向と今後の振興方策等を明らかにするものである。

これらは本県の離島振興施策の基本となるものであり、また、関係市町村、住民、企業、団体、NPO、その他離島振興に取り組む主体及び多様なステークホルダーの自発的活動等の指針にもなるものである。

また、平成22年3月に策定された「沖縄21世紀ビジョン」の離島地域における将来像の実現に向けた行動計画であり、SDGsの達成に寄与する性格も有する。

## 第3節 計画の期間

本計画の期間は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の期間である令和4年度から令和13年度までの10年間とする。

## 第4節 計画の目標

本計画の施策展開に当たっては、国際社会全体の共通目標であり基本構想「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた県民が望む5つの将来像にも重なるSDGsを取り入れることで、社会・経済・環境の3つの側面が調和した持続可能な海洋島しょ圏の形成を目指す。

本計画においては、こうした本県の離島地域が目指すべき姿を指向しつつ、沖縄県民はもとより、国民全体で離島地域を支える仕組みを構築することを念頭に、ユニバーサルサービスを含む生活基盤の整備や離島の条件不利性の克服、多様な関係人口を含む持続可能な離島コミュニティの形成を図るとともに、次代を拓くフロンティア施策により島の資源と魅力を生かした産業振興と地域経済の活性化を図るため、離島の発展を支える人材の育成と確保、人・モノ・情報・平和・文化等の交流の促進、生活基盤と産業の高度化等に関する各種取組を展開し、島々がそれぞれの個性と潜在力を発揮する、活力と希望にあふれる地域社会を実現することを目標とする。